

第3次 長野県特別支援教育推進計画（案）について

特別支援教育課

1 計画策定の趣旨

本計画は、現行の第2次計画（計画期間：H30.4～R5.3）策定後に生じた社会状況の変化や課題に対応する、長野県の特別支援教育を推進していくための基本方向や分野別（小中学校・高等学校・特別支援学校・地域連携や教育支援等）の取組の方向性を示したものである。

2 計画の位置づけ

「長野県教育振興基本計画」の特別支援教育の推進に係る個別計画。

3 計画の推進体制

計画の推進に際しては、教育関係機関の他、福祉・保健・医療・労働関係者などと連携を図りながら、総合的に推進する。

4 計画期間 2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間

5 計画策定のスケジュール（概要）

時期	内容	
R3・4年度	特別支援教育連携協議会 (R3:2回、R4:4回開催)	現行計画の振り返り、分野別の現状・課題・施策の方向性の検討、計画骨子案・原案の検討等
R5.1～2	県民意見公募（パブリックコメント）	計画案について県民意見を公募
R5.3	教育委員会定例会	計画の決定

※ 上記の他、障がい関係団体、学校関係者等からの意見聴取を実施

6 特別支援教育連携協議会について

○目的：長野県特別支援教育推進計画の策定に際して、有識者等から意見を聴取し、計画策定に反映するため、特別支援教育連携協議会を開催する。

○構成員：学識経験者、市町村教委関係者、保護者、福祉・医療関係者、学校関係者等 15名

区分	氏名(敬称略)	所属・職名
大学教授	赤塚 正一	長野大学社会福祉学部 教授
保護者	市川 真希	飯山養護学校PTA会長
高等学校	上原 浩子	東御清翔高等学校長
市町村（保育関係）	大井 真美子	坂城町子育て支援センター長
市町村（教育委員会）	片桐 俊男	中川村教育委員会 教育長
中学校	片山 ますみ	大町市立八坂中学校長
福祉関係者	熊谷 恵子	長野市北部発達相談支援センター 専門員
小学校	城田 純子	飯田市立松尾小学校長
医療関係者	関 ひろみ	東長野病院 小児科医長
特別支援教育コーディネーター 通級指導教室担当	竹内 雅人	中野市立南宮中学校 特別支援教育コーディネーター地区代表 通級指導教室担当
大学教授	永松 裕希	信州大学 理事・副学長
大学教授	樋口 一宗	松本大学教育学部 教授 【座長】
特別支援学校	松嶋 則行	安曇養護学校校長
民間企業関係者・福祉関係者	湯原 正行	中小企業家同友会障害者問題委員長
教職員	米倉 拓也	長野養護学校 教諭

7 計画（案） 別紙のとおり

第3次長野県特別支援教育推進計画(案)

令和5年1月

長野県教育委員会

目 次

1章 基本的な考え方と目標	… 1
2章 推進の方向	
I 小・中学校における特別支援教育の充実	
1 多様性を包みこみ、すべての児童生徒が安心して学べる通常の学級の実現	… 4
(1) 多様な児童生徒が学ぶ通常の学級における支援の充実	
(2) 特別な教育的支援が必要な児童生徒等に対する支援の充実	
2 必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備	… 5
(1) 通級による指導の充実	
(2) 特別支援学級の指導の充実	
(3) 交流及び共同学習の推進	
(4) 入院児童生徒等への教育保障体制の充実	
3 学校全体がチームで支援するための体制づくり	… 7
(1) 校内教育支援委員会の機能向上	
(2) 特別支援教育支援員の効果的な活用支援	
(3) 地域における学校と関係機関との連携促進	
II 高等学校における特別支援教育の充実	
1 特別支援教育に係る支援力の向上	… 9
(1) すべての教員の特別支援教育に係る理解と支援力の向上	
(2) 支援を必要とする生徒への合理的配慮の提供をはじめとする支援の充実	
(3) 関係者連携による特別支援教育に関する「学校解決力」の向上	
2 多様な教育的ニーズに応じるための仕組みの整備	…11
(1) 特別な支援を必要とする生徒の中学校からの支援情報の確実な引継ぎと支援の継続	
(2) 通級による指導の充実	
(3) 特別支援学校分教室との連携強化	
3 卒業後を見据えた進路先との連携や地域の多様な支援機関との連携強化	…12
(1) 地域の関係機関等と連携した相談支援の推進	
(2) 卒業後の自立に向けた関係機関との連携	

Ⅲ 特別支援学校における教育の充実

- | | |
|--|-----|
| 1 特別支援学校の教育環境の改善 | …13 |
| (1) 「長野県特別支援学校整備基本方針」等に基づく長期的な視点に立った改築等 | |
| (2) 「中長期修繕・改修計画」等に基づく応急的な視点に立った修繕・改修 | |
| (3) 地域と共生する学校を実現するための整備 | |
| (4) 新たな感染症への対応 | |
| (5) 質の高い授業を実現するための学校における働き方改革の推進 | |
| 2 多様な教育的ニーズに対応する専門性のさらなる強化 | …15 |
| (1) 学びを支える専門性の向上 | |
| (2) 外部人材の配置・活用 | |
| 3 卒業後の多様な自立につながるキャリア教育・交流及び共同学習・生涯学習の充実 | …18 |
| (1) 地域と連携したキャリア教育の充実 | |
| (2) 生徒が希望する進路を実現できる支援の充実 | |
| (3) 交流及び共同学習の推進 | |
| (4) 生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実 | |
| 4 インクルーシブな教育を支えるセンター的機能の充実 | …20 |
| (1) 小・中・高等学校の「学校解決力」を高めるためのセンター的機能の充実 | |
| (2) 特に専門性が求められる領域への相談支援等の充実 | |

Ⅳ 共生社会づくりに向けた地域における連携や教育支援の充実

- | | |
|---|-----|
| 1 地域連携による支援の充実 | …22 |
| (1) 医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関の協働による支援体制の強化 | |
| (2) ライフステージ間の接続に当たっての確実な支援情報の移行 | |
| 2 教育支援の機能強化に向けた支援 | …23 |
| (1) 教育的ニーズに最も適した就学先の決定を支える取組の促進 | |
| (2) 柔軟な学びの場の見直しの促進 | |
| 3 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進 | …24 |
| (1) 共生社会の実現に向けた理解啓発活動の充実 | |
| (2) 地域とのつながりの中で障がいのあるなしにかかわらず、「共に育つ」機会の拡充 | |
| (3) 生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実 | |

資料

第1章 基本的な考え方と目標

計画の位置づけ

1 この計画は、第4次長野県教育振興基本計画の個別計画で、本県の特別支援教育の推進に関して、およそ10年後を見据え、今後5年間の目指すべき基本方向や分野別の取組の方向性を示すものです。
(計画期間：2023年度～2027年度)

次期長野県教育振興基本計画では、基本理念を「個人と社会のウェルビーイングの実現～一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求できる「探究県」長野の学び～」の実現としておりますが、このうち特別支援教育に関しては、主に以下の「施策の柱」の中で、取組を推進していくこととしております。

【第4次長野県教育振興基本計画】(特別支援教育関係)

施策の柱2 一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる

2 「長野県総合5か年計画」はじめ、「長野県障がい者プラン」、「子ども・若者支援総合計画」等との整合性を図り、関係部局等とも連携しながら取り組みます。

3 社会情勢の変化や、国の動向等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

第3次長野県特別支援教育推進計画と関連する計画等

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
長野県		長野県中期総合計画			長野県総合5か年計画			しあわせ信州創造プラン2.0			新たな長野県総合5か年計画											
県教育委員会		長野県教育振興基本計画			第2次長野県教育振興基本計画			第3次長野県教育振興基本計画			次期長野県教育振興基本計画											
					長野県特別支援教育推進計画			第2次長野県特別支援教育推進計画			次期長野県特別支援教育推進計画											
県の関係する計画		長野県障害者プラン後期計画			長野県障害者プラン2012			長野県障がい者プラン2018														
					長野県次世代サポートプラン			子ども・若者支援総合計画			次期子ども・若者支援総合計画											
特別支援教育に係る国の動向等	◆学校教育法の一部改正				◆障害者基本法改正		◆共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)中央教育審議会			◆障害者差別解消法公布(H28.4施行)			◆「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)中央教育審議会									
										◆GIGAスクール構想			◆障害者活躍推進プラン									
													◆障害者差別解消法改正									
													◆バリアフリー法改正									
													◆医療的ケア児支援法施行									
特別支援学校学習指導要領							◆幼稚部・小学部・中学部改訂															
							◆幼稚部全面实施															
										◆小学部全面实施												
													◆中学部全面实施									
													◆高等部改訂									
													◆高等部年次進んで実施									

基本的な方向と目標

我が国では、平成 26 年 1 月に国連の「障害者の権利に関する条約」が批准され、また、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、「共生社会」の実現に向けて大きく動き出しています。

また、本県においては、令和 4 年 4 月に「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、行政機関や事業所等での合理的配慮の提供など、長野県全体で共生社会の実現に向けた取組を進めていくこととしています。

こういったなか、本県の特別支援教育の分野においては、平成 31 年 3 月に「第 2 次長野県特別支援教育推進計画」を策定し、障がいのある子が自立と社会参加に向け、できる限り身近な地域で同世代の友と共に学ぶ中で持てる力を最大限伸ばすことができると、障がいのない子も含めたすべての子が、仲間と出会い関わる中で多様性を認め合い、「多様な他者とつながる力」、「多様な価値観の中で問題を解決していく力」を育むことを目指して、取り組んでまいりました。

今、子どもたちをとりまく社会情勢は急速に変化し、先を見通すことが困難な時代となっており、特別支援教育を必要とする児童生徒や不登校児童生徒の増加、新型コロナウイルス感染症の拡大やデジタル技術の急速な進展など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、抱える困難はますます多様化・複雑化しています。このような状況にあっても、児童生徒一人ひとりが自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働しながら主体的に活動し、豊かな人生を切り開いていけるよう、特別支援教育に関する学びの充実とそれを支える学習環境の整備が一層必要となっております。

また、特別支援教育の充実にあたっては、一人ひとりの教育的ニーズに応じた「個別最適な学び」と、多様な他者と互いに認め合う「協働的な学び」の充実を図る必要があります。これまで以上に、多くの関係者と連携・協働し、学校が多様で高度な専門性を発揮し、支援力を高めていくことが求められております。さらには、地域の人々とより深くつながり、卒業後の生活を見据えた教育活動を充実させ、同時に、地域全体が一人ひとりの人格や権利を尊重して、多様性を包み込む社会に変容していくための行動が大切であると考えます。

これまで推進してきた取組の上に、このような視点を追加し、目指す基本目標を、第 2 次推進計画に引き続き「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」とします。そして、この姿の実現を目指し取組を一層進めることで、誰一人取り残されることのない、すべての子どもたちの、そして社会の「ウェルビーイング」※1につながる教育を目指します。

※1 個人が身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む。また、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

第3次長野県特別支援教育推進計画 概要

基本目標：すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育

I 小・中学校における 特別支援教育の充実	1 多様性を包みこみ、すべての児童生徒が安心して学べる通常の学級の実現	(1)多様な児童生徒が学ぶ通常の学級における支援の充実 (2)特別な教育的支援が必要な児童生徒等に対する支援の充実
	2 必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備	(1)通級による指導の充実 (2)特別支援学級の指導の充実 (3)交流及び共同学習の推進 (4)入院児童生徒等への教育保障体制の充実
	3 学校全体がチームで支援するための体制づくり	(1)校内教育支援委員会の機能向上 (2)特別支援教育支援員の効果的な活用支援 (2)地域における学校と関係機関との連携促進
II 高等学校における 特別支援教育の充実	1 特別支援教育に係る支援力の向上	(1)すべての教員の特別支援教育に係る理解と支援力の向上 (2)支援を必要とする生徒への合理的配慮の提供をはじめとする支援の充実 (3)関係者連携による特別支援教育に関する「学校解決力」の向上
	2 多様な教育的ニーズに応じるための仕組みの整備	(1)特別な支援を必要とする生徒の中学校からの支援情報の確実な引継ぎと支援の継続 (2)通級による指導の充実 (3)特別支援学校分教室との連携強化
	3 卒業後を見据えた進路先との連携や地域の多様な支援機関との連携強化	(1)地域の関係機関等と連携した相談支援の推進 (2)卒業後の自立に向けた関係機関との連携
III 特別支援学校における 教育の充実	1 特別支援学校の教育環境の改善	(1)「長野県特別支援学校整備基本方針」等に基づく長期的な視点に立った改築等 (2)「中長期修繕・改修計画」等に基づく応急的な視点に立った修繕・改修 (3)地域と共生する学校を実現するための整備 (4)新たな感染症への対応 (5)質の高い授業を実現するための学校における働き方改革の推進
	2 多様な教育的ニーズに対応する専門性のさらなる強化	(1)学びを支える専門性の向上 (2)外部人材の配置・活用
	3 卒業後の多様な自立につながるキャリア教育・交流及び共同学習・生涯学習の充実	(1)地域と連携したキャリア教育の充実 (2)生徒が希望する進路を実現できる支援の充実 (3)交流及び共同学習の推進 (4)生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実
	4 インクルーシブな教育を支えるセンター的機能の充実	(1)小・中・高等学校の「学校解決力」を高めるためのセンター的機能の充実 (2)特に専門性が求められる領域への相談支援等の充実
IV 共生社会づくりに向けた地域 における連携や教育支援の充実	1 地域連携による支援の充実	(1)医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関の協働による支援体制の強化 (2)ライフステージ間の接続に当たっての確実な支援情報の移行 (3)地域連携を通じた生涯にわたる学びの支援
	2 教育支援の機能強化に向けた支援	(1)教育的ニーズに最も適した就学先の決定を支える取組の促進 (2)柔軟な学びの場の見直しの促進
	3 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進	(1)共生社会の実現に向けた理解啓発活動の充実 (2)地域とのつながりの中で障がいのあるなしにかかわらず、「共に育つ」機会の拡充 (3)生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実

第2章 推進の方向

I 小・中学校における特別支援教育の充実

1 多様性を包みこみ、すべての児童生徒が安心して学べる通常の学級の実現

目指す姿

すべての学級において、すべての児童生徒が必要な時に必要な支援が受けられ、互いに認め合い、持てる力を最大限発揮している。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- 発達障がいのある児童生徒が増加しており、通常の学級の担任を含めたすべての教員に、特別支援教育に係る支援力(障がい特性等に関する理解、授業のユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とする多様性を認め合える学級経営・授業づくり)が必要。(1)(2)
(資料 I-1 参照)
- 通常の学級において十分なアセスメントが行われず、適切な支援を受けられない児童生徒がいるため、適切なアセスメントによる早期発見・早期支援ができる仕組みづくりが必要。(1)(2)

取組の方向性

(1) 多様な児童生徒が学ぶ通常の学級における支援の充実

- 認知や発達に特性があり、学びづらさを抱える児童生徒の学びを充実するため、通常の学級担任が児童生徒一人ひとりの特性を簡便に把握できるアセスメント方法と、その結果を活用して個々の特性に応じた支援を行う仕組みに関する研究を行い、研究成果の普及・活用を促進します。【学びの改革支援課、特別支援教育課】
- 通級による指導で身につけた力を通常の学級で活かすことができるようにするため、通級指導教室と通常の学級との連携に係るモデル研究を実施し、効果的な連携方法等を関係する教員で共有し、支援時に活用します。【特別支援教育課】
- 多様な児童生徒一人ひとりが大切にされ互いに認め合える学級づくりや、すべての児童生徒が「わかる」、「できる」授業とするための共通基盤「信州型ユニバーサルデザイン」※1による授業実践や合理的配慮の必要性に関する理解を進めるため、各種研修機会等で取り扱うとともに、教育事務所指導主事の学校訪問時等に指導します。【学びの改革支援課、特別支援教育課】
- 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が十分に行われるようにするため、特別支援学校の自立活動担当教員等による巡回支援や各種研修機会等を通して、「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成を推進するための校内体制の構築支援や、作成手順・活用方法等に関する支援を充実させます。【特別支援教育課】

※1 すべての子どもが自分らしく学ぶことのできる授業づくり、学級づくりを行う上で基盤となる内容（「主体的・対話的で深い学びの実現」など計8項目）を長野県の教員が中心に創り上げていくもの。

(2) 特別な教育的支援が必要な児童生徒等に対する支援の充実

- ・ 小・中学校における視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱のある児童生徒、医療的ケア児、行動面に困難さのある児童生徒等への支援の充実のため、特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援を強化します。【特別支援教育課】
- ・ 一人ひとりの障がいや認知の特性に応じた個別最適な学びを早期から効果的に実現するため、ICTやAT（アシスティブ・テクノロジー）に関するリソースを幅広く整備し、相談支援・アセスメント・活用支援・効果検証、及び人材育成等を行う体制づくり※1を推進します。【特別支援教育課】
- ・ 教職員の発達障がいへの理解促進と支援力向上のため、教育・医療・福祉等関係機関との連携・協力による発達障がい等のある児童生徒への支援に関する研修を実施します。また、LDのある子どもへの支援例が掲載されたリーフレット（「長野県発達障がい者支援対策協議会」監修）や動画等を研修会等で周知することなどで、見過ごされやすいLDのある子どもに対する支援をきめ細かく行います。【特別支援教育課、次世代サポート課】

【成果指標】

通常の学級に在籍している発達障がい等があり支援の必要な児童生徒に対する個別の指導計画作成率

小学校 80.4%（R3） → 100%（R9）

中学校 67.2%（R3） → 100%（R9）

2 必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備

目指す姿

連続性のある多様な学びの場が整備されるなかで、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育課程が編成され、専門性の高い支援が受けられている。

現状と課題

（数字）取組の方向性との関連

- ・ これまで通級指導教室を計画的に整備してきたが、依然として全国と比べ利用率は低く、一方で、特別支援学級の在籍率は高く、学年を追うごとに在籍率が高くなる傾向にある。このため、個々の教育的ニーズに応じた最適な支援を行う上で、通級指導教室などに関する環境整備を引き続き行うとともに、児童生徒一人ひとりにとって、適切な学びの場が実現するよう関係者が連携して教育支援を進めていくことが必要。(1)(2)（資料 I-2、4、7 参照）
- ・ 特別支援学級や通級指導教室で学ぶ児童生徒数は増加傾向にあり、個々の教育的ニーズに応じた専門性の高い教育を提供する必要性が高まっており、研修の充実や外部専門家の活用等による教員の支援力向上が必要。(1)(2)（資料 I-2、4 参照）
- ・ 特別支援学級では、「自立活動」及び通常の学級との「交流及び共同学習」の適切かつ効果的な実施や、個々の教育的ニーズに応じた学びの場の見直しなどきめ細かな支援が求められており、特別支援学級担任の自立活動をはじめとする支援力向上が必要。(2)

※1 特別支援教育を進める上で、ICT（例：視線入力装置や標準的なアプリ）やAT（例：上腕支持装置や触らないで反応するスイッチなど、アシスティブテクノロジー）を活用して活動や生活がよりよくなるように支援する技術は有効だが、機器が高額で使用できなかったり、最適な機器が分からず、早期からの効果的な支援が困難となったりするケースがある。このため、特別支援学校 ICT 活用推進ブロックリーダーを中心に、ICT・ATを活用した児童生徒の学習上・生活上の課題解決に関する相談支援・アセスメント・活用支援・研究等を行うもの。

- ・ 共生社会の実現のため、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に教育を受けられる環境の整備や交流及び共同学習等の充実が必要。(3) (資料IV-3、4参照)
- ・ 長期にわたる入院や自宅療養が必要な児童生徒に対し、「長期入院児童生徒訪問支援事業」を活用し学習支援を行っているが、さらなる事業の周知や支援の充実が必要。(4)

取組の方向性

(1) 通級による指導の充実

- ・ 通級による指導を必要とするすべての児童生徒が、通級指導教室を利用できるように、通級指導教室とサテライト教室※1をニーズに応じて適切に設置します。【特別支援教育課、義務教育課】
- ・ 通級指導教室の充実を図るため、市町村や地域ごとに開催される「通級指導教室連絡会議」や通級指導教室の設置市町村教育委員会・設置校による「通級指導教室関係者会」において、関係者連携による効果的な通級指導教室の運営方法の検討等が行われるよう支援します。【特別支援教育課、義務教育課】
- ・ 個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する「自立活動」※2に関わる通級指導教室担当教員の指導力向上のため、通級指導教室担当教員の養成研修やスキルアップ研修等を通じて支援します。【特別支援教育課】
- ・ 児童生徒が個々の教育的ニーズに応じた最適な支援が受けられ、必要に応じて学びの場の見直しができるように、特別支援学級と通級指導教室のニーズに応じた設置や効果的な運用等に関わる研究を市町村教育委員会等の関係者とともに行います。【特別支援教育課・義務教育課】
- ・ 通級による指導で身につけた力を通常の学級で活かすことができるようにするため、通級指導教室と通常の学級との連携に関わるモデル研究を実施し、効果的な連携方法等を関係する教職員で共有し、支援時に活用します。【特別支援教育課】〈再掲〉

(2) 特別支援学級の指導の充実

- ・ 特別支援学級を担任する教員の専門性向上のため、特別支援学級新任担当者向けの学級運営等に関わる研修や教育事務所の指導主事の学校訪問等により、指導の充実を図ります。【特別支援教育課、学びの改革支援課】
- ・ 特別支援学級で学ぶ児童生徒への「自立活動」支援が充実するよう、特別支援学校教員等が特別支援学級担任に対して巡回相談を行う際に、「特別支援教育学習指導要領サポートブック (H31 長野県教育委員会)」等を効果的に活用しながら支援を行います。【特別支援教育課】

(3) 交流及び共同学習の推進

- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒の通常の学級における「交流及び共同学習」が適切かつ効果的に行われるように、特別支援学級新任担当者会をはじめ各種研修会等を通じて、特別支援学級の運営、通常の学級における合理的配慮の提供、及び特別支援教育支援員の役割等に関する理解を深めるとともに、好事例を発信します。【特別支援教育課】

※1 通級による指導において、児童生徒が設置校に通うのではなく、担当教員が在籍校に行き指導する巡回指導の形態。学校の児童生徒だけでなく、近隣の学校からも児童生徒が通ってきて指導を受ける。

※2 特別支援学校学習指導要領に示されている領域の一つで、障がいによる困難を主体的に改善・克服するために、必要な知識、技能等を養う領域。

- ・ 小・中学校と特別支援学校の児童生徒の双方にとって有意義な「交流及び共同学習」がより多くの学校で行われ、また内容が充実したものとなるよう、副学籍コーディネーター等により「副次的な学籍（副学籍）制度」※1の一層の周知と、活動内容に関する好事例等について「市町村教育支援関係者会議」などで周知します。【特別支援教育課】
- ・ 障がいのあるなしにかかわらず、登山やスキー教室等自然を活用した学習を推進するため、信州ユニバーサルツーリズム※2の体験機会の提供を推進します。【観光誘客課、特別支援教育課】

(4) 入院児童生徒等への教育保障体制の充実

- ・ 入院時の学習支援や復学に向けた相談支援の充実に向け、病院や自宅に教員が訪問して学習支援を行う事業の周知・活用を促進するとともに、小・中学校の院内学級や病弱特別支援学校との連携による研修や情報交換を行います。【義務教育課、特別支援教育課】

【成果指標】

通級指導教室を利用している児童生徒の割合

小学校 0.76% (R3) → 2.8% (R9)

中学校 0.62% (R3) → 1.5% (R9)

3 学校全体がチームで支援するための体制づくり

目指す姿

特別支援教育が必要な小・中学校で学ぶ児童生徒に対して、医療・保健・福祉・労働などの関係機関とのネットワークが構築され、必要に応じて外部専門家の助言を受けながら、学校長や特別支援教育コーディネーターを中心に、学校全体でチームによる支援が実現している。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 校内教育支援委員会において、個々の教育的ニーズに応じた支援のあり方や適切な学びの場の見直し等が検討される体制が徐々に整ってきたが、支援が必要な児童生徒数が増加したり支援内容が多様化したりするなか、細やかな支援を行うためには、学校長のリーダーシップのもと学校全体がチームで支援していく体制を一層推進していくことが必要。(1)
- ・ 特別支援教育コーディネーターは担任等と兼務している場合が多く、校内支援委員会の運営や関係機関との調整等で多忙なため、効率的に職務を進めるための検討が必要。(1)
- ・ 多様な児童生徒の学びをきめ細かく支援する上で、市町村ごとに配置が進んでいる特別支援教育支援員を効果的に校内体制に位置づけ、活かすことが必要。(2) (資料I-3参照)
- ・ 小・中学校で学ぶ発達障がいの診断等のある児童生徒や医療的ケア児等が増加しており、地域の教育・保育・医療・福祉等の関係機関が密に連携した支援体制の構築が必要。(3)

※1 特別支援学校に在籍する児童生徒と、居住地の小・中学校の児童生徒の交流及び共同学習の充実を図るために、居住地の小・中学校に副次的な学籍を置く仕組み。副次的であっても、居住地の小・中学校にも「籍」を位置づけることにより、同じ地域の仲間としての意識を高め、交流を継続的に進めるための仕組み。

※2 自然豊かな長野県のフィールド(山岳高原観光地)を、年齢や障がいの有無等に関わらず、だれでも安心して楽しめるよう産学官が連携して環境を整備していること。

(1) 校内教育支援委員会の機能向上

- すべての教員が、児童生徒一人ひとりの適切な学びの場を検討する手順や、特別な教育課程編成のあり方等に関する理解を深めることができるよう、「『適切な学びの場』ガイドライン」(R2 長野県教育委員会作成)の活用等に関する研修や特別支援学校のセンター的機能による支援を推進します。

【特別支援教育課】

- 校長のリーダーシップのもと校内支援体制の整備を進めるため、管理職向けの特別支援教育の推進に関わる研修を実施します。【義務教育課、特別支援教育課】
- 各校で特別支援教育の中核を担う特別支援教育コーディネーターの専門性向上のため、「特別支援教育コーディネーター育成指標」を作成するとともに、経験年数やニーズに応じた段階的な研修である「特別支援教育コーディネーター養成研修(初級編)(中級編)」を実施します。【特別支援教育課】
- 特別支援教育コーディネーターの負担軽減に向け、複数指名による業務分担等の実践例を研修会で周知するとともに、特別支援教育コーディネーターの業務の効率化や、外部専門家が支援する仕組み等について検討します。また、特別支援学校のセンター的機能により、特別支援教育コーディネーターの取組をサポートします。【特別支援教育課】

(2) 特別支援教育支援員の効果的な活用支援

- 通常の学級等において、細やかな特別支援教育を行う上で重要な役割を担う特別支援教育支援員を校内体制に位置づけ、学級担任等と連携した支援を促進するため、「特別支援教育支援員が活躍する校内連携のしおり(同支援員を効果的に活かす校内の連携体制づくりや市町村の実践事例の紹介等)」を作成し、市町村教育委員会や管理職、特別支援教育コーディネーター向け研修等で活用します。

【特別支援教育課】

(3) 地域における学校と関係機関との連携促進

- 特別支援教育コーディネーター地区代表者や郡市校長会代表者等が参集する「特別支援教育地区代表者会」や「長野県自立支援協議会」等において、特別支援教育に係る地域連携事例の共有、及び課題解決に向けた協議を行うことを通して、保育・医療・保健・福祉など地域の関係者との連携を強化します。【特別支援教育課、障がい者支援課】
- 小・中学校に在籍する医療的ケア児の支援の充実に向け、「長野県医療的ケア児等支援センター」及び圏域医療的ケア児等コーディネーターと特別支援学校との連携による相談支援を実施します。また、特別支援学校の看護師等を対象とした研修の機会を小・中学校の看護師にも提供します。【障がい者支援課、特別支援教育課】
- 発達障がいのある児童生徒等に対する学校における支援を、医療機関等と連携して充実させるため、保護者等同意の上、学校生活の状況を医療機関等と共有し、診断結果等を踏まえた学校での支援が充実するための取組について検討します。【次世代サポート課、特別支援教育課】

Ⅱ 高等学校における特別支援教育の充実

1 特別支援教育に係る支援力の向上

目指す姿

高等学校の教員が、外部専門家等を活用しながら、授業のユニバーサルデザインや合理的配慮に関する基本的な知識、障がいのある生徒も含めた多様な生徒を包みこむ支援方法等を身につけ、すべての生徒が将来の目標に応じた適切な支援を受けられている。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ すべての県立高等学校に発達障がいの診断等がある生徒が在籍しており、すべての教員に特別支援教育に係る支援力向上が必要。(1)(2) (資料Ⅱ-1 参照)
- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心に、校内体制を整え支援していくことが求められているが特別支援教育に係る専門的な知識や支援体制が十分とはいえない。(3)
- ・ 「高等学校特別支援教育地区別協議会」を10圏域で実施するとともに、特別支援教育コーディネーターを主な対象とした自主的な研修会で情報交換等を行うことにより、特別支援教育に係る専門性の向上を図っている。今後、研修の対象者や内容を広げたり全県で連携した取組を検討したりするなど活動内容の充実が必要。(3)

取組の方向性

(1) すべての教員の特別支援教育に係る理解と支援力の向上

- ・ 高等学校における特別支援教育に係るニーズや支援の実態、課題について把握し、その結果を踏まえた支援力向上に関する方策を検討します。【特別支援教育課、高校教育課】
- ・ 特別支援教育に係る基礎的な知識や支援方法等について教員が幅広く学ぶため、管理職研修・初任者研修・校内研修等において、特別支援学校のセンター的機能や外部専門家等も活用した実践的・体験的な研修を行います。【特別支援教育課、高校教育課】

(2) 支援を必要とする生徒への合理的配慮の提供をはじめとする支援の充実

- ・ 特別な教育的支援が必要な生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援や合理的配慮の提供が行われるために必要な「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の策定が進むように、さまざまな研修機会で作成手順や活用方法等について取り扱うとともに、高校を巡回する特別支援学校の自立活動担当教員(高校巡回支援担当教員)等による支援を充実させます。【特別支援教育課】
- ・ 一人ひとりの障がいや認知の特性に応じた個別最適な学びを効果的に実現するため、A TやI C Tに関するリソースを幅広く整備し、相談支援・アセスメント・活用支援・効果検証、及び人材育成等を行う体制づくりを推進します。【特別支援教育課】

- ・ 高等学校入学者選抜における合理的配慮の提供については、高校入試における合理的配慮の申請例が掲載されたリーフレット（「長野県発達障がい者支援対策協議会」監修）なども有効活用し、中学校と連携しながら個別の実態を踏まえて支援を行います。【高校教育課、特別支援教育課、次世代サポート課】
- ・ 視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由等のある生徒を支援するため、特別支援学校のセンター的機能による支援を充実します。【特別支援教育課】
- ・ 聴覚障がいのある生徒の授業における情報保障のため、遠隔パソコン文字通訳システムを導入して支援します。【高校教育課、特別支援教育課】

(3) 関係者連携による特別支援教育に関する「学校解決力」の向上

- ・ 全県の高等学校の特別支援教育コーディネーターが参加する「高等学校特別支援教育コーディネーター連携協議会」に福祉・労働等の関係者が参画することなどを通じて、地域の支援者との連携・協働を深めることにより、特別支援教育に係る実践力の向上を図ります。【特別支援教育課、高校教育課】
- ・ 特別支援学校の教育相談担当教員や発達障がいサポート・マネージャー※1等が「高等学校地区別特別支援教育協議会」に参画し、各校における取組の情報交換や具体的な事案への助言等を行い、各校の支援力向上を図ります。【特別支援教育課】
- ・ 「高等学校校長会特別支援教育専門委員会」等と連携して、高等学校における現状と課題を踏まえ、各校の授業のユニバーサルデザイン化など全県で連携した取組を検討・推進します。【特別支援教育課、高校教育課】
- ・ 「高校における特別支援教育のあり方検討ワーキングチーム」を設置して、高等学校における特別支援教育に係る現状と課題を整理の上、高等学校における特別支援教育推進のための方策について検討し取組を推進します。【特別支援教育課、高校教育課、学びの改革支援課、心の支援課】
- ・ 特別支援学校の教育相談担当教員や高校巡回支援担当教員が、高等学校で効果的に教育相談を行えるよう担当教員間で情報共有等を行い、高等学校の現状やニーズに応じた支援を行います。【特別支援教育課】
- ・ 高等学校の特別支援教育に関する専門性を有する中核的な教員を育成するため、高等学校と特別支援学校との人事交流を計画的に行います。【高校教育課、特別支援教育課】
- ・ 高等学校の再編・整備計画を進める中で、施設のバリアフリー化や特別支援教育の視点も取り入れた学校づくりについて、関係者とともに検討し具現化します。【高校教育課、特別支援教育課】
- ・ 医療的ケアを必要とする生徒の受入れに関する教育条件整備について、医療的ケア児等支援センター等と連携し研究します。【特別支援教育課、高校教育課、障がい者支援課】

【成果指標】

発達障がい等があり支援の必要な生徒に対する個別の指導計画作成率

34.9% (R3) → 67.2% (R9)

※1 発達障がいのある人への支援に携わっている人に対し、相談に応じ、助言等を行う発達障がいの専門家。平成27年度より、県内10の圏域にそれぞれ1名ずつ配置されている。

2 多様な教育的ニーズに応じるための仕組みの整備

目指す姿

中学校からの支援情報が確実に引き継がれる仕組みが整備され、生徒一人ひとりの実態に応じた支援が提供されることにより、持てる力を十分に発揮し将来の自立に必要な力を身につけられている。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 中学校特別支援学級卒業者の約7割が高等学校へ進学しており、支援が必要な生徒の情報を確実に進学先に伝え、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うことが必要。(1) (資料 I-5、6 参照)
- ・ 通級指導教室は県内3校に設置されているが、通級による指導が必要な生徒が通級指導教室で個々のニーズに応じた指導を受けられるよう、今後とも教育基盤の整備が必要。(2)
- ・ 特別支援学校高等部分教室は現在8校にあり、そのうち高等学校に併設する分教室は5校にあるが、特別支援学校分教室と分教室を設置する高等学校の生徒双方にとって、併設している良さを生かした教育活動の充実が必要。(3)

取組の方向性

(1) 特別な支援を必要とする生徒の中学校からの支援情報の確実な引継ぎと支援の継続

- ・ 中学校からの支援情報を確実に引き継ぎ、高等学校での支援を充実するため、「プレ支援シート」の活用や合理的配慮の提供に関わるリーフレット等を作成し、研修機会等を通じた周知や特別支援学校のセンター的機能による活用支援を行います。【特別支援教育課、義務教育課、高校教育課】

(2) 通級による指導の充実

- ・ 発達障がいなど支援が必要な生徒に対する個々の教育的ニーズに応じた学びを実現するため、通級指導教室に対するニーズや課題を把握するとともに、地域のニーズに応じた設置や通級指導教室の効果的な運用について検討します。【高校教育課、特別支援教育課】
- ・ 通級指導教室における「自立活動」の指導を充実するため、特別支援学校の高校巡回支援担当教員等による巡回支援を充実します。【特別支援教育課】
- ・ 通級指導教室における支援力向上のため、「高等学校通級指導教室連絡会」を開催し、運営方法や支援方法に関する検討、情報交換、及び研修を行います。また、小・中学校の通級指導教室担当教員と合同での研修の機会を設けます。【特別支援教育課、高校教育課】

(3) 特別支援学校分教室との連携強化

- ・ 特別支援学校の高等部分教室と分教室を設置する高等学校が、それぞれの教育資源や教員の専門性を生かした教育を行うことで、個々の教育的ニーズに応じた教育の充実とともに、生徒同士の協働的な活動を通じて多様性を認め合い、互いを尊重する姿勢を育みます。【特別支援教育課、高校教育課】
- ・ 高等部分教室において、地域の高等学校の特別支援教育に係る相談支援が受けられるよう、分教室のセンター的機能を充実します。【特別支援教育課】

3 卒業後を見据えた進路先との連携や地域の多様な支援機関との連携強化

目指す姿

在学中から生徒本人を中心とした支援ネットワークが構築されており、卒業後も必要に応じて相談や支援を受けることができ、進路先や地域社会で自分らしく豊かに暮らしている。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 多様な生徒が学ぶ高等学校では、就労・福祉等の関係者との連携が徐々に進んできたが、在学中だけでなく卒業後も必要な時に必要な支援が受けられるよう、在学中から就労・福祉等の関係機関との連携を一層強め、切れ目なく支援を継続していくことが必要。(1)
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援学校の教育相談担当教員等との連携が進む学校もみられるが、必要な時に必要な支援を受けられるようにするための、具体的な相談先等に関する情報や相談をつなぐ人材が十分とはいえない。(2)

取組の方向性

(1) 地域の関係機関等と連携した相談支援の推進

- ・ 「高等学校地区別特別支援教育協議会」において、スクールカウンセラー※1、スクールソーシャルワーカー※2、発達障がいサポート・マネージャー、特別支援学校教育相談担当教員等が、それぞれの役割分担や効果的な連携等を検討・共通理解すること等を通じて、高等学校を支える支援ネットワークを構築します。【特別支援教育課、心の支援課、次世代サポート課】
- ・ 「高等学校地区別特別支援教育協議会」を中心に、地域における相談機関等をリスト化して共有するとともに、相談先リストの効果的活用について連携して推進します。【特別支援教育課】
- ・ 私立高等学校の特別支援教育担当者に「高等学校地区別特別支援教育協議会」への参加や連携を働きかけ、特別支援教育に係る情報共有や研修を連携して行い、支援力の向上を図ります。【私学振興課、特別支援教育課】

(2) 卒業後の自立に向けた関係機関との連携

- ・ 障がいのある生徒が、就労に関する個々のニーズに応じた必要な支援が受けられるよう、特別支援学校の就労コーディネーター※3 や進路指導主事等による情報提供、及び支援ネットワークづくり等の支援を充実します。【特別支援教育課】
- ・ 各圏域にある「障害者就業・生活支援センター」や「障がい者総合支援センター」、市町村福祉担当課等と連携し、ニーズに応じて就業や生活に関する相談支援が受けられる体制を強化します。【障がい者支援課、高校教育課、特別支援教育課】

※1 児童生徒の不安や悩みを早期に発見し、心理面でのサポートをする者。

※2 福祉に関する専門的な助言を必要とするケースに介入し、関係機関との連携や調整を行う者。

※3 企業での障がい者雇用や、職業紹介業務といった経験を持つ方のスキルを活用し、働きたいという願いがある生徒の実習先の開拓を行う。

Ⅲ 特別支援学校における教育の充実

1 特別支援学校の教育環境の改善

目指す姿

特別支援学校の施設や設備について、関係者の希望や意見も踏まえ必要な整備が行われ、幼児児童生徒の可能性が最大限伸びる学びや、共生社会の実現に向けた協働の学びが実現している。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 現在、特別支援学校は、建設後 30 年以上経過している学校が多く老朽化が進むとともに、幼児児童生徒数は増加傾向にあり、教室の不足や手狭さといった狭隘化が顕著。(1)(2) (資料Ⅲ-1、2、3 参照)
- ・ 施設・設備の老朽化や不具合に対しては、「長野県ファシリティマネジメント基本計画」※1や、同計画の個別計画である「中長期修繕・改修計画」※2に基づき計画的に整備を行ってきており、修繕に要する経費は段階的に増額してきた。また、施設の狭隘化へは、校舎の増築・分教室の設置・通学区の見直しなどで対応してきたが、増築棟を建設する校地も少なくなる中、抜本的な見直しが必要。(1)(2)
- ・ これらの課題に対応するため、令和3年3月に「長野県特別支援学校整備基本方針」を策定し、特別支援教育に係る学びの充実と、それを支える環境整備に関する基本的な考え方をまとめるとともに、令和2年8月策定の「長野県スクールデザイン2020」※3に基づき、県立学校では、改築等を行う際、学習空間デザイン※4やZEB※5の実現にも配慮して行うこととしている。(1)(2)
- ・ 全国的に特別支援学校の教室不足が進むなか、令和3年9月、国の「特別支援学校設置基準」が制定され、同基準への対応が必要。(1)
- ・ 分教室を含む特別支援学校の教育環境の整備に当たっては、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの実現や安全・安心で快適な学校生活が確保されるものであるほか、共生社会の実現に向けた地域の住民・関係機関等との共学共創の推進、障がいの多様化・重度重複化への対応、災害発生時における対応等の視点も踏まえ整備することが必要。(1)(2)(3)(4)
- ・ 分教室については、小・中学部分教室が各2教室、高等部分教室が8教室あり、設置校と連携しながら学習環境を整備しているが、緊急時の対応や保健行事などについて、本校から離れている点も踏まえた学習環境の整備が必要。(1)
- ・ 教職員の長時間労働が課題となる中、全ての教室で質の高い授業を実現するため、学校と教員が担うべき業務を明確にし、分業化・協業化・効率化を進め働き方を改善していくことが必要。(5)

※1 県が所有するすべての県有地・県有施設等を対象にした、公共施設等の管理に関する総合的な基本計画。

※2 老朽化する施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、計画的な保全措置の実施により長寿命化を図るため、施設ごとに策定した本県の計画。

※3 学校を構成する空間(学習・生活・執務・共創)機能を高め、インクルーシブデザインの視点や地域との共生等も大切に、ハード・ソフト両方の改革を行う県立学校建替時に活用するもの。

※4 これまでの画一的な校舎のつくりではなく、長野県特別支援学校整備基本方針に示された学びの改革を支えるための学習空間づくりをデザインするもの。

※5 Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称。快適な室内環境を実現しながら建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指す建物。

(1) 「長野県特別支援学校整備基本方針」等に基づく長期的な視点に立った改築等 【特別支援教育課、高校教育課】

- ・ 老朽化や狭隘化に課題がある特別支援学校について、「長野県特別支援学校整備基本方針」、国の「特別支援学校設置基準」、「長野県ファシリティマネジメント基本計画」のほか、建物の状況、児童生徒数の将来推計、地域の教育環境等を踏まえ、必要となる整備を計画的に進めます。
- ・ 長期的な視点に立った改築等に当たっては、特別支援学校で学ぶ幼児児童生徒の可能性が最大限伸びる学び、地域の方々や同年代の友との協働した学び、及び安全・安心で快適な学びを支える普通教室・特別教室・管理諸室・運動場等となるよう、児童生徒・保護者をはじめ学校関係者や有識者等の意見も早期から十分聞き取り、フロントローディング※1を重視した計画策定を行います。
- ・ 「長野県スクールデザインプロジェクト」※2に基づき、多様な障がいや疾病を持つ幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた新しい学びや共学共創を実現する上で、可動壁の設置やユニット単位による教室配置など、フレキシブルでダイナミックな活動ができるゆとりある快適な学習空間の実現、さらにはZEBや音環境、ユニバーサルデザイン等へ十分配慮されたものとなるよう、建築や教育分野の専門家等の意見も踏まえ検討を行います。
- ・ 改築等に当たっては、ICT教育や医療的ケアの推進、さまざまな教育リソースの蓄積・活用、特別支援教育のセンター的機能の充実など、高い専門性が求められる学校機能に対しての施設面できめ細かに対応できるものとなるよう配慮します。
- ・ 特に老朽化している松本養護学校と若槻養護学校については、今後の特別支援学校の改築等に係るリーディングケースとして、上記の方針等に基づき整備を進めます。
- ・ 分教室の学習環境が児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたものとなるよう、分教室設置校の協力を得て必要な整備を行います。また、高等学校に併設の高等部分教室については、高等学校再編整備に合わせて、施設・設備のあり方について検討を行います。
- ・ 地域のインクルーシブな教育の推進に向けて、県内唯一の市町村立特別支援学校である須坂市立須坂支援学校の教育理念や取組成果を紹介するとともに、地域におけるニーズや市町村の希望を聞き取りながら、学習環境の充実への支援等も行い、市町村立特別支援学校の設立を促進します。

(2) 「中長期修繕・改修計画」等に基づく応急的な視点に立った修繕・改修 【特別支援教育課】

- ・ 長期的な視点に立った改築等の時期に達しない特別支援学校の施設・設備の老朽化や不具合に対しては、「中長期修繕・改修計画」に基づき、実態の詳細な把握に基づく計画的な保全措置により、幼児児童生徒の学習環境への配慮及び施設・設備等の長寿命化を図ります。
- ・ 安全・安心で快適な学習環境を実現するため、普通教室や特別教室等の空調設備、ニーズに応じた洋式・多目的トイレについて、設置、更新及び修繕を計画的に行います。
- ・ 通学保障を行う上で必要なスクールバスについて、ニーズに応じた運行ができるよう購入や更新を計画的に行うとともに、児童生徒数の急な増加等に柔軟に対応し運行するためのバスを配備します。

※1 プロジェクトの基本計画の段階から行政・使用者（学校や地域）・設計者が三位一体で合意形成を進めるなか、使用者のニーズを設計者に早期から伝えることで、設計の手戻りや手直しを減らし、適正な品質・コスト・工期をつくり込むもの。

※2 変化が激しく予測困難な時代であっても、多様な子どもたち一人ひとりのさまざまな学習ニーズに対応できる環境を整備し、多様な他者と共に学び、共に学校や地域を創っていく「共学共創」を通して、「新しい社会を創造する力」を育むことを目的としたプロジェクト。

(3) 地域と共生する学校を実現するための整備 【特別支援教育課】

- ・ 地域と共生する学校を実現するため、地域連携室※1 や交流ゾーン※2 の設置等により、共学共創を推進するほか、市町村からの要請に基づき、地域住民の避難所・避難場所としての利用を想定した整備を検討します。

(4) 新たな感染症への対応 【特別支援教育課】

- ・ 新型コロナウイルス感染症など新たな感染症からみえてきた課題に対応するため、三密回避に必要な学習空間の確保や、オンライン学習の推進等に必要な設備・機器の整備を進めます。
- ・ オンラインを併用した学習活動や行事の精選等について、学校関係者が with コロナの時代に対応した教育活動のあり方について情報交換や検討を行い、コロナ禍においても幼児児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」が確保されるよう取り組みます。

(5) 質の高い授業を実現するための学校における働き方改革の推進 【特別支援教育課】

- ・ 教職員が心身の健康を保ち、やりがいを感じつつ子どもたちと向き合う時間を確保するため、業務内容の見直し・削減、行事の見直し・精選、ICT等を活用した校務の効率化、教育業務支援員等の配置、校務支援システムの導入等による学校業務の協業化・分業化・外部化・システム化を推進し、各校における働きやすい職場環境づくりを促進します。
- ・ 教職員のワークライフバランスが実現できるよう、時差出勤の活用促進、介護休暇や育児休暇等の取得促進等に取り組みます。

【成果指標】

中長期修繕・改修計画に位置づけた修繕・改修の各年度における実施率
9.2% (R4) → 64.2% (R9)

2 多様な教育的ニーズに対応する専門性のさらなる強化

目指す姿

専門性の高い教員により幼児児童生徒一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた教育が行われ、自らの長所を伸ばし、自立と社会参加に向けて必要な力を習得できている。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 医療的ケア・強度行動障がいをはじめとする行動上の課題・ICT活用など支援ニーズが高度化・多様化するなか、教育相談・行動支援・ICT活用などの領域では全県をリードする教員が活躍し始めている。今後は、より一層専門性を高め教育ニーズに応えるため、外部専門家等の力も活用しながら、学校体制の構築や困難事案への対応等を推進するとともに、専門性の高い教員の計画的な育成が必要。(1)(2) (資料Ⅲ-9 参照)

※1 小・中学校等の特別支援教育に関する対応力が向上するよう、小・中学校等からの相談に対するコンサルテーション、理解の浸透や人材育成に繋がる職員研修等を行う校内部署。

※2 地域との相互理解が深まるとともに自己肯定感が高まるよう、劇発表や製品販売会、カフェ等を開催したり、音楽活動や生活単元学習等を一緒に行ったりするゾーン。

- ・ 特別支援学校では、計画的に増員してきた自立活動担当教員が中心となり、「専門性サポートチーム」が全校で編成され、担任が行う「自立活動」に対する相談・評価・助言の他、小中学校・高等学校等への支援を実施している。今後は県内の特別支援学校が連携を一層強化し、専門性の向上を図ることが必要。(1)
- ・ 一人一台端末が整備され、電子黒板等のICT機器の整備が進んでおり、今後は児童生徒一人ひとりが個々の力を最大限伸ばし、生涯にわたり社会との関わりを持ち、自分らしく学び・生活できるようICT機器の有効活用を進めていくことが必要。(1)
- ・ 学習指導要領を踏まえ個々の教育的ニーズにきめ細かに対応していく上で必要な「個別の指導計画」の様式が全県で統一され、幼児児童生徒の実態把握や指導内容や指導方法についての理解が深まりつつある。また各教科等を合わせた指導において、各教科等の指導内容を年間の授業計画に位置づけるシラバスの作成も進んでいる。今後は、すべての教員が「個別の指導計画」やシラバスを有効活用し、学習指導要領も踏まえつつ、子どもが願い実現に向けて主体的に活動する中で着実に自立に向けた力をつけていける授業づくりを行うことが必要。(1)
- ・ 寄宿舎を利用する児童生徒は減少傾向にあるが、通学保障だけでなく社会的自立を目的とした利用に対しては、寄宿舎指導員の支援力をさらに高め、また地域の関係者との連携も深め、支援を充実していくことが必要。(1) (資料Ⅲ-10 参照)
- ・ 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率は年々向上しているが、すべての教員の取得が求められるため、取得促進が必要。また平成20年度以降、特別支援学校採用枠で採用された教員が段階的に増加しており、各教員が持つ専門性が十分発揮できる体制の検討が一層必要。(1) (資料Ⅲ-11 参照)
- ・ 各特別支援学校の専門性は、経験豊富で専門性の高い教員に支えられており、その専門性を次の世代の教員につなげていくことが課題。(1)
- ・ 重度化・多様化する幼児児童生徒一人ひとりの能力を伸ばすため、医療・保健・福祉・教育等の外部専門家の助言を生かして専門的な指導を行う取組の充実が必要。(1)(2)

取組の方向性

(1) 学びを支える専門性の向上 【特別支援教育課】

- ・ 教員一人ひとりが創意工夫しながら自分の目指す専門性を高めることができるよう、「長野県特別支援学校教員育成指標兼セルフチェックシート」の有効活用や、県内外の優れた実践から学ぶ場の提供を促進します。
- ・ 学習指導要領に示された育成を目指す資質・能力について理解を深め、「個別の指導計画」を活用したPDCAサイクルによる、幼児児童生徒の願いに寄り添った授業づくりができるよう、「教育課程改善委員会」において、これらに関する研究を行い、授業改善を進めます。
- ・ 各校の専門性向上を担う「専門性サポートチーム」の機能強化を図るため、特別支援学校に、教育相談、行動支援、ICT活用等分野別のリーダー教員を配置し、全県で統一した専門性の高い支援の実現、各校が自律的に幼児児童生徒を支援するための体制構築、及びリーダーの後継者育成等を計画的に行います。

- ・ 医療的ケア、訪問教育、進路指導、養護教諭、生徒指導等の分野・職務別の専門性向上のため、それぞれの担当者会や全県の特別支援学校教職員が、各校の専門性を発表し合う全県研修の場等において、教員が学び合う機会を広く創出し、幼児児童生徒の多様な教育的ニーズに応えます。
- ・ 一人ひとりの障がいや認知の特性に応じた個別最適な学びの効果的な実現や、ICTを活用した情報保障の促進等のため、ICT・ATリソースを幅広く整備し、相談支援、アセスメント、活用支援、効果検証、及び人材育成等を行う体制づくりを、外部専門家の支援も受け実施します。また、児童生徒一人ひとりに応じたICT活用を「個別の指導計画」に位置づけ、きめ細かな支援を行います。
- ・ より安全・安心な医療的ケアを提供するため、特別支援学校における学校体制による人工呼吸器を使用する児童生徒への対応をはじめとする医療的ケアの実施体制について、国の動向や医療分野の知見等も踏まえ必要となる検討を行うとともに、学校看護師の必要な配置や指導医との連携を推進します。
- ・ 生活上の課題に対応する上で重要な役割を果たす寄宿舎における支援力を高めるため、担任等と連携した寄宿舎における「個別の指導計画」の策定を全県統一様式で進めるとともに、寄宿舎指導員の支援力向上に関わる研修を充実します。
- ・ 各学校の障がい領域別の特別支援学校教諭免許状保有率の向上のため、通信教育等による免許の取得促進に向け、免許法認定講習会の一層の周知や受講しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・ 幼児児童生徒の多様な教育的ニーズに適切に対応するため、教職員の適切な配置や人材育成のあり方について検討します。
- ・ 主に小・中学校等の学習指導要領に準ずる教育課程※1の特別支援学校の教科学習の充実や、高等学校にける特別支援教育の充実のため、特別支援学校と高等学校との人事交流を計画的に推進します。

【特別支援教育課、高校教育課】

(2) 外部人材の配置・活用 【特別支援教育課】

- ・ 多様化する障がいの状態等に応じた支援を充実するため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士・看護師等の専門職の配置や活用を促進します。また、「外部専門家活用事業」を効果的に活用し、医療・福祉関係者等からの相談支援の機会や、スポーツ選手や文化芸術家による授業機会の創出を促進します。

【成果指標】

特別支援学校における特別支援学校教諭免許保有率

90.2% (R3) → 100% (R9)

個別の指導計画に、個に応じたICT活用が位置づけられている児童生徒の割合

73% (R4) * ICTを活用している児童生徒の割合 → 100% (R9)

※1 学校教育法には「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と示されており、学習指導要領により、知的障がいのない、視覚障がい、聴覚障がい。肢体不自由及び病弱の児童生徒については、小・中・高等学校に準ずる教育課程を基盤とした上で、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする教育（自立活動の指導）が行われており、これを「準ずる教育」と称している。

3 卒業後の多様な自立につながるキャリア教育・交流及び共同学習・生涯学習の充実

目指す姿

一人ひとりの教育的ニーズに応じたキャリア教育の実施や、関係機関とのネットワークが在学中から構築され、生徒一人ひとりが希望する進路を実現している。また、地域の友との交流や、社会とのつながりを生涯にわたり構築するための学習が充実することで、卒業後も得意なことや興味のある活動を地域の中で続けることができる。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 高等部卒業生の進路先は、約7割が社会福祉施設等で、約3割が一般就労で推移している。生徒一人ひとりの希望に応じた進路がより一層実現するためには、個々のニーズに応じたキャリア教育や関係機関との連携強化が必要。(1) (資料Ⅲ-4、5、6参照)
- ・ 特別支援学校技能検定(清掃部門・食品加工部門・喫茶サービス部門)は、参加者が増加してきたが、企業の方に特別支援学校生徒の「働きたい」という意欲や「働く力」をより一層知ってもらうための取組強化が必要。(2)
- ・ 各校において危機管理マニュアルを作成し、避難訓練や災害時を想定した児童生徒の保護者への引き渡し訓練を実施しているが、災害や感染症対策等、幼児児童生徒にとって安全・安心な環境を整えるとともに、一人ひとりの実態に応じた安全・防災教育を実施していく必要がある。(1)
- ・ 「副次的な学籍(副学籍)」に取り組む市町村が増えてきており、小・中学校と特別支援学校の児童生徒双方の学び合いを深めていくことが必要。(3) (資料Ⅳ-3、4参照)
- ・ 卒業後も地域の中で生き甲斐を持って生活していくために、卒業後の生活につながる学びや交流の場を提供していくことが必要。(4)

取組の方向性

(1) 地域と連携したキャリア教育の充実

- ・ 将来の自立と社会参加の実現に向け、「キャリアパスポート」(自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価するための自己評価ツール)を活用し、卒業後を見据えた性教育や主権者教育等を含むライフキャリアの伸長につながる教育を推進します。【特別支援教育課】
- ・ 障がいのある幼児児童生徒が、生涯にわたり地域とつながり、地域の中で自立と社会参加できるようにするため、地域の人材が学校の教育活動に参画したり、地域の中で学習したりする機会を創造し、学校と地域(地域住民・公民館・企業等)が協働して児童生徒の支援を行う「信州型コミュニティスクール」※1等の導入について検討します。【特別支援教育課、文化財・生涯学習課】
- ・ 市町村や大学等外部機関等と連携し、各校の実情に応じた安全・防災教育を推進することにより、幼児児童生徒の学校安全に対する意識高揚を図ります。【特別支援教育課、保健厚生課】

※1 ①学校運営参画、②地域と学校の協働活動、③学校評価機能を一体的・持続的に実施する仕組みを備え、地域の特色を生かした実践を行い、地域と共にある学校づくりを進める学校。

(2) 生徒が希望する進路を実現できる支援の充実

- ・ 希望する進路と卒業後の継続的な社会参加を実現するため、在学中からの障がい福祉関係機関等とのネットワークづくりを進めるとともに、「個別的教育支援計画」等の効果的活用による丁寧な移行支援を行います。【特別支援教育課、労働雇用課、障がい者支援課】
- ・ 企業による障がい者理解と就労や実習受入を促進するため、地域の経済団体等と連携した学校見学の実施や、就労コーディネーターによるマッチング支援、実習先の開拓等を推進します。【特別支援教育課、労働雇用課、障がい者支援課】
- ・ 生徒の「働きたい」という意欲を育て「働く力」を高めるため、地域の企業等と連携したデュアルシステムによる現場実習の検討や特別支援学校技能検定の充実を図ります。また、特別支援学校の実情や取組を多くの企業に知ってもらうため、就労コーディネーターや進路指導主事等が取組等のパンフレットを企業に配布するとともに、ホームページで発信します。【特別支援教育課】

(3) 交流及び共同学習の推進 【特別支援教育課】

- ・ 障がいのあるなしにかかわらず、同じ地域に住む同世代の友と将来にわたり関わりを育む「副次的な学籍（副学籍）」の取組について、活動のねらい、具体的な手続きや配慮点、好事例等を副学籍コーディネーター等が広く発信し、市町村教育委員会や学校関係者の取組をサポートします。
- ・ 児童生徒同士が多様性を認め合い、互いを尊重する姿勢を育むため、授業や行事等共に学ぶ場の提供を促進することにより、交流提携校や分教室設置校との交流及び共同学習の充実を図ります。

(4) 生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実

- ・ 地域のスポーツや文化芸術活動、教養教室や地域づくり等の生涯学習について、在学時から関係機関（公民館、図書館、生涯学習センター、地域の団体、サークル等）との間で、情報交換やネットワークづくりを進め、地域において卒業後の豊かな生活につながる活動に親しむ学習活動を充実します。【特別支援教育課、文化財・生涯学習課】
- ・ 障がいのある児童生徒が卒業後も生涯にわたって芸術文化に親しみ、楽しむことができるように、障がいのある方の芸術文化活動を支援する「長野県障がい者芸術文化活動支援センター」と連携して芸術文化に触れる機会を創出します。【障がい者支援課、特別支援教育課】
- ・ 幼児児童生徒やその保護者の障がい者スポーツに対する関心を高め、生涯にわたりスポーツに親しめるよう、2028年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会を契機として、関係機関と連携した体験会などの学習機会を創出します。【障がい者支援課、特別支援教育課】
- ・ 障がいのあるなしにかかわらず、登山やスキー教室等自然を活用した学習を推進するため、信州ユニバーサルツーリズムの推進と体験機会の創出を進めます。【観光誘客課、特別支援教育課】

【成果指標】

特別支援学校高等部卒業生の企業就労率

29.4%（R3） → 32.4%（R9）

4 インクルーシブな教育を支えるセンター的機能の充実

目指す姿

幼保・小・中・高等学校が、特別支援学校の有する専門性を活用しながら、インクルーシブな教育を推進するとともに、チームとして課題を解決している。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 幼保・小・中・高等学校からの特別支援教育に係る相談件数は増加し続けており、特別支援学校における自立活動の指導力向上のための支援に加え、地域の支援者との連携の仕方や保護者への対応等についての助言や支援が必要。(1) (資料Ⅲ-7 参照)
- ・ 視覚障がい・聴覚障がい・病弱・肢体不自由の特別支援学校が県内2校のため、教育相談の対象の地域は広範囲にわたり、適時な対応が難しい状況。(1)
- ・ 特に高い専門性が求められる医療的ケア等は、小・中学校や市町村等からの要請に応じた全県的な支援が必要。また、小・中学校では増加する医療的ケア児への看護師配置は進んできているものの、学校における安全・安心な医療的ケアに関わる手続きや実施方法等についての助言や、看護師等の研修機会が求められており、関係者と連携し市町村支援を行っていくことが必要。(2)
- ・ 視覚・聴覚障がいのある幼児は、学齢期前の段階において、見ることや聴くことの基本となる力を獲得することが、その後の情報活用能力の育ちに大きく影響するため、早期に専門的支援を提供することが必要。(2)

取組の方向性

(1) 小・中・高等学校の「学校解決力」を高めるためのセンター的機能の充実 【特別支援教育課】

- ・ 各校の専門性向上を担う「専門性サポートチーム」の機能強化のため、特別支援学校に、ICT活用や行動支援、教育相談等分野別のリーダー教員を配置し、全県で統一した専門性の高い支援の実現、各校が自律的に支援を行うための体制構築、リーダーの後継者育成等を計画的に行います。〈再掲〉
- ・ 各地域の特別支援教育コーディネーター連絡会等において、教育相談担当教員と通級指導教室担当教員、特別支援教育コーディネーター等が情報交換や事例検討を行うこと等を通じて、地域のネットワークを構築し相談支援の充実を図ります。
- ・ 特別支援学級における「自立活動」に関する支援力向上のため、特別支援学校の自立活動担当教員等が、ICTの効果的活用、行動支援などのスキル等も含めニーズに応じた支援を行います。
- ・ 入院児童生徒に対して、オンラインを活用した授業等が充実するよう、病弱特別支援学校が院内学級の担任と連携し支援をサポートします。
- ・ 特別支援学校におけるICTや行動支援等の研究成果や実践事例について、小・中・高等学校に向けて発信するとともに相談支援等を実施します。
- ・ 教育相談担当教員等の専門性を担保・共有するため、人材育成のモデル研究を実施し、教育相談担当教員に必要な知識技能を明記した育成プログラムを作成するなど計画的に人材育成を推進します。

(2) 特に専門性が求められる領域への相談支援等の充実 【特別支援教育課】

- ・ 小・中学校における医療的ケア児に対する支援力向上のため、学校看護師や医療的ケア担当者への研修の場の提供や、「長野県医療的ケア児等支援センター」や圏域医療的ケア児等コーディネーターとの連携による相談支援の充実を図ります。
- ・ 視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・病弱の特別支援学校（県内2校体制の特別支援学校）から遠隔地域に居住する4障がい種の幼児児童生徒に対し、近隣の知的障がい特別支援学校と2校体制の特別支援学校が連携して、必要な専門性を担保しつつ「個別の指導計画」に基づく継続的な支援を実施します。
- ・ 視覚障がい特別支援学校・聴覚障がい特別支援学校において早期からの適切な支援を提供するため、早期支援指導員や早期教育相談員の配置による早期教育相談体制の充実と、医療・保健・福祉等の関係機関と連携した早期支援の理解啓発等に取り組みます。

IV 共生社会づくりに向けた地域における連携や教育支援の充実

1 地域連携による支援の充実

目指す姿

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」が作成され、就学、進学、就労先に切れ目なく引き継がれ、どのライフステージにおいても、医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関が本人や保護者の伴奏者となり、連携して支え続けている。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 市町村が行う乳幼児健診等で発達障がい等の早期発見が進んでいるが、その後も必要な時に必要な支援が受けられるよう、市町村単位や広域単位での保健・医療・福祉・労働・教育等の関係機関が情報を共有し連携して支える体制の充実が必要。(1)
- ・ 学校卒業後も支援が途切れないよう、卒業後を支えるネットワークを在学中に作っておく必要があり、卒業後、どこに相談すればよいか分かるようにしておくことが必要。(1)
- ・ ライフステージを通した切れ目ない支援を行うため、「個別の教育支援計画」等を活用し関係者で支援情報を共有し、ライフステージに応じた支援を行っていくことが必要。(2)

取組の方向性

(1) 医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関の協働による支援体制の強化

- ・ 地域の特別支援教育や障がい者支援に関わる関係機関の連携を進めるため、「特別支援教育連携協議会」の地域版となる組織体（自立支援協議会など既存組織の活用等）を編成し、幼保・小・中・高等学校と地域が連携した相談機能等の充実を図ります。【特別支援教育課、障がい者支援課】
- ・ 幼児教育におけるインクルーシブな教育の促進のため、「信州幼児教育支援センター」と連携した配慮が必要な幼児への支援や幼保と小学校の接続に関する研修の機会を提供します。【学びの改革支援課、特別支援教育課】
- ・ 新生児聴覚スクリーニング検査等により発見された難聴児と保護者を支援するため、「長野県難聴児支援センター」と特別支援学校が情報を共有し、早期からの適切な支援や保護者支援の充実を図ります。【保健・疾病対策課、特別支援教育課】
- ・ 小児慢性疾患や医療的ケア等の多様な相談内容に対応するため、小児慢性特定疾病児童等自立支援員や医療的ケア児等支援センター等と特別支援学校が、保護者等の同意のもと情報を共有することにより、相談支援の充実を図ります。【保健・疾病対策課、障がい者支援課、特別支援教育課】
- ・ 「発達障がい診療地域連絡会」において、発達障がい診療の専門家等による事例検討や研修を行い、発達障がいに関わる理解啓発や医療・保健・福祉・教育等関係機関とのネットワークづくりを進めます。【保健・疾病対策課、特別支援教育課】
- ・ 地域の発達障がい児者支援の体制強化のため、圏域ごとに配置されている発達障がいサポート・マネージャーと小・中・高等学校が連携し、チームアプローチによるコーディネーターや地域のネットワークづくりのサポート等を行い、支援の充実を図ります。【次世代サポート課、特別支援教育課】

- ・ 発達障がいのある児童生徒の状況を医療関係者に的確に伝える情報提供票の効果的な活用や、診断結果を踏まえた学校での支援を充実するための仕組みについて研究し、発達障がいのある児童生徒の情報等を保護者等同意のもと、学校と医療機関とで効率的に共有できるようにして支援の充実を図ります。【次世代サポート課、特別支援教育課】〈再掲〉

(2) ライフステージ間の接続に当たっての確実な支援情報の移行

- ・ 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」について、特別支援学校の小・中・高等学校への巡回支援や各種研修会等において、作成方法や効果的な活用方法に関する支援を行い、支援者が変わっても支援が確実に引き継がれるようにします。【特別支援教育課】

2 教育支援の機能強化に向けた支援

目指す姿

すべての市町村において、幼児児童生徒本人や保護者の教育的ニーズを関係者間で共通理解し、適切な学びの場がハード・ソフトの両面で実現するとともに、幼児児童生徒の変容に応じて柔軟に学びの場が見直されている。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 通級指導教室の増設などにより学びの場の整備が進んでいるが、市町村ごと特別支援学級の在籍率や通級指導教室の利用率に差異がある。教育基盤のさらなる整備と共に、教育支援（就学支援）に関わる関係者が就学判断プロセスや特別な教育課程編成のあり方について共通理解の上、現状を把握し、より適切な教育対応の実現に向けて取り組むことが必要。(1) (資料IV-1 参照)
- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室の利用児童生徒の一人ひとりの状況に目を向けて、適切な学びの場の判断・見直しを検討することが重要。(2) (資料IV-2 参照)
- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒が、交流及び共同学習として通常の学級で学ぶ場合、各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ち充実した時間を過ごせるよう、校内教育支援委員会で情報を共有し、通常の学級で必要な指導体制を整えることが必要。(2)

取組の方向性

(1) 教育的ニーズに最も適した就学先の決定を支える取組の促進【特別支援教育課】

- ・ 「市町村教育支援（就学相談）関係者会議」において、就学相談に係る市町村関係者の情報共有・モデル事例の共有・課題検討等を行い、児童生徒や保護者の願いを踏まえたより適切な教育支援（就学判断）のプロセスや、特別な教育課程編成のあり方についての共通理解を促進します。
- ・ 市町村教育委員会の教育支援（就学相談・判断）の充実に向けた取組を支援するため、特別支援教育支援員による市町村巡回支援等を通して、各市町村の特別な教育課程編成の実態把握や、教育支援に必要な専門性の確保等を支援します。
- ・ 保護者や関係者が就学先の決定や就学後の支援について見通しを持つことができるようにするため、研修会等で就学相談リーフレット等を活用し、就学相談プロセスや多様な学びの場の周知を図り、保護者や幼児児童生徒本人が安心して就学相談が受けられるように支援します。

(2) 柔軟な学びの場の見直しの促進【特別支援教育課】

- ・ 県全体で、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学びの場が適切に判断され、必要な教育対応がなされるよう、「市町村教育支援（就学相談）関係者会議」や「特別支援教育地区代表者会」等において、就学判断プロセスや特別な教育課程編成のあり方について具体的な取組事例を基に共通理解し、よりの確な判断につなげていくための検討のあり方を共有します。
- ・ 各学校が、一人ひとりの状況に応じて、適時適切な学びの場を検討したり、通級による指導や特別支援学級を適切に運用したりすることができるよう、各種研修会等を通じて『適切な学びの場』ガイドラインの活用を周知し、校内支援体制や校内教育支援委員会の機能強化を促進します。
- ・ 各校で実施する適切な学びの場の検討時に、一人ひとりの状況に応じた学びの場の柔軟な見直しが可能となるよう、特別支援学級及び通級による指導の適切な運用に関する実践研究や通常の学級との連携に係るモデル研究を実施し、その研究成果を周知します。
- ・ 市町村教育委員会行う、小・中学校における特別な教育課程編成の実態を定期的に把握し、必要に応じてより適切な学びの場の判断・見直しにつなげていくための取組について、特別支援教育推進員による市町村巡回支援等を通して助言するとともに、効果的な取組について広く情報提供します。

3 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進

目指す姿

障がいのある幼児児童生徒への理解や、多様性を包み込む社会（共生社会）についての理解が促進され、生涯にわたって地域とつながり社会参加実現している。

現状と課題

(数字) 取組の方向性との関連

- ・ 「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」が令和4年4月に施行され、共生社会の実現に向けた取組が各分野で推進されていくが、「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているため、社会的障壁を取り除くことは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」の考え方の浸透が不可欠。(1)(2)
- ・ 「副次的な学籍（副学籍）」の取組が進展しているが、「交流及び共同学習」が小・中学校と特別支援学校双方の児童生徒にとってさらに有意義な活動になるよう、市町村の取組を一層支援して行くことが必要。(2)（資料IV-3、4参照）
- ・ 特別支援学校では、学校評議員会において地域の方々の意見をいただきながら学校運営を行っているが、さらに地域とつながり機会を増やし関わりを深めていくため、地域資源を有効活用する仕組みの検討が必要。(2)(3)
- ・ 卒業後も地域とつながりながら生涯にわたって学び続けることができるように、在学中から地域における活動に参加し、卒業後につながる学びや交流の場を作っていくことが必要。(3)

(1) 共生社会の実現に向けた理解啓発活動の充実

- ・ 共生社会づくりへの理解を促進するため、「発達障がい支援力アップ出前研修」※1、「信州あいサポート運動」※2、「ヘルプマークの啓発活動」、「手話講座」等を実施します。【特別支援教育課、障がい者支援課】

(2) 地域とのつながりの中で障がいのあるなしにかかわらず、「共に育つ」機会の拡充

- ・ 障がいのあるなしにかかわらず、同じ地域に住む同世代の友と将来にわたり関わりを育む「副次的な学籍（副学籍）」の取組について、活動のねらい、具体的な手続きや配慮点、好事例等を副学籍コーディネーター等が広く発信し、市町村教育委員会や学校関係者の取組をサポートします。【特別支援教育課】〈再掲〉
- ・ 幼児児童生徒同士が多様性を認め合い、互いを尊重する姿勢を育むため、特別支援学校ごとに交流提携校を定めて定期的・継続的な交流を行う「交流及び共同学習推進事業」による活動を促進することにより、交流提携校や分教室設置校との交流及び共同学習の充実を図ります。【特別支援教育課】〈再掲〉
- ・ 地域と共生する学校を実現するため、地域連携室や交流ゾーンの設置等により、共学共創を推進します。【特別支援教育課】
- ・ 障がいのある幼児児童生徒が、生涯にわたり地域とつながり、地域の中で自立と社会参加できるようにするため、地域の人材が教育活動に参画したり、地域の中で学習したりする機会を創造し、学校と地域（地域住民・公民館・企業等）が協働して児童生徒の支援を行う「信州型コミュニティスクール」等の導入について検討します。【特別支援教育課、文化財・生涯学習課】〈再掲〉
- ・ 障がいのある人もない人も共に楽しむ県ボッチャ競技大会やパラ学（学校向け出張型体験授業）などの「パラウェーブ NAGANO プロジェクト」の取組を拡大することで、身近な地域においてスポーツを通じた共生社会の実現を促進します。【障がい者支援課】

(3) 生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実

- ・ 地域のスポーツや文化芸術活動、教養教室や地域づくり等の生涯学習について、在学時から関係機関（公民館、図書館、生涯学習センター、地域の団体、サークル等）との間で、情報交換やネットワークづくりを進め、地域において卒業後の豊かな生活につながる活動に親しむ学習活動を充実させます。【特別支援教育課、文化財・生涯学習課】〈再掲〉
- ・ 障がいのある幼児児童生徒が卒業後も生涯にわたって芸術文化に親しみ、楽しむことができるように、障がいのある方の芸術文化活動を支援する「長野県障がい者芸術文化活動支援センター」と連携して芸術文化に触れる機会を創出します。【障がい者支援課、特別支援教育課】〈再掲〉
- ・ 幼児児童生徒やその保護者の障がい者スポーツに対する関心を高め、生涯にわたりスポーツに親しめるよう、2028年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会を契機として、関係機関と連携した体験会などの学習機会を創出します。【障がい者支援課、特別支援教育課】〈再掲〉
- ・ 障がいのあるなしにかかわらず、登山やスキー教室等自然を活用した学習を推進するため、信州ユニバーサルツーリズムの推進と体験機会の創出を進めます。【観光誘客課、特別支援教育課】〈再掲〉

※1 発達障がい等があり、特別な教育的ニーズのある子どもたちに対して、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校において適切な支援が行えるように、教員等の発達障がいの知識や理解、技能を高めるための研修。

※2 障がいのある方が困っていることや障がいの特性に応じた必要な配慮について理解し、日常生活の中でちょっとした配慮を実践する、「あいサポーター」になるための研修。

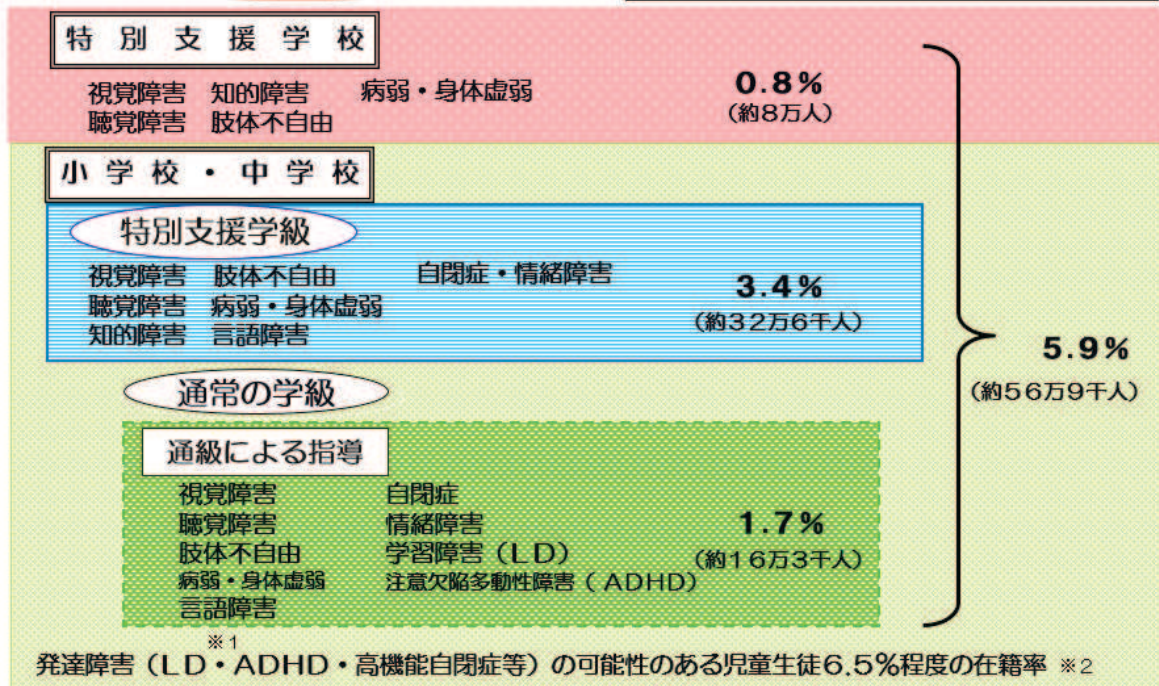
資 料

資料	特別支援教育の対象の概念図（義務教育段階）	・・・ 1
資料Ⅰ 小・中学校の状況		
1	発達障がい診断等のある児童生徒数	・・・ 2
2	LD等通級指導教室の利用率	・・・ 3
3	特別支援教育支援員の配置人数	・・・ 3
4	特別支援学級在籍児童生徒の推移	・・・ 4
5	令和3年度 中学校特別支援学級卒業生の進路状況	・・・ 5
6	中学校特別支援学級卒業生の進路状況	・・・ 6
7	特別支援学級在籍率の学年進行による推移（全国比較）	・・・ 6
資料Ⅱ 高等学校の状況		
1	高等学校における発達障がいに関する実態調査の結果	・・・ 7
資料Ⅲ 特別支援学校の状況		
1	特別支援学校児童生徒数の推移	・・・ 8
2	特別支援学校 各部の児童生徒数の推移	・・・ 8
3	高等部1年生の出身校種別生徒数の推移	・・・ 8
4	高等部卒業生（本科）の進路	・・・ 9
5	特別支援学校高等部卒業生の現場実習実施状況と就職率	・・・ 10
6	特別支援学校高等部分教室卒業生の進路状況	・・・ 10
7	特別支援学校への延べ相談件数	・・・ 10
8	特別支援学校 児童生徒の推移と今後の見込み	・・・ 11
9	特別支援学校において学校看護師による医療的ケアを受けている児童生徒数の推移	・・・ 12
10	特別支援学校における寄宿舎を利用している児童生徒数の推移	・・・ 12
11	特別支援学校における免許保有率	・・・ 13
資料Ⅳ 地域連携・教育支援の状況		
1	市町村教育支援委員会の判断件数の推移	・・・ 14
2	学びの場の見直し実施状況	・・・ 14
3	特別支援学校児童生徒の居住地校交流の実施状況	・・・ 15
4	副次的な学籍（副学籍）を実施している市町村	・・・ 15

特別支援教育の対象の概念図(R3)

〔義務教育段階〕

義務教育段階の全児童生徒数 約961万人



※1 LD (Learning Disabilities) : 学習障害 ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害
 ※2 この数値は、平成24年度に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(※2を除く数値は令和3年5月1日現在 ただし、通級による指導を受ける児童生徒は、令和2年度の値)

長野県の概況(R3)

〔義務教育段階〕

長野県義務教育段階の全児童生徒数

159,657人(学校基本調査)

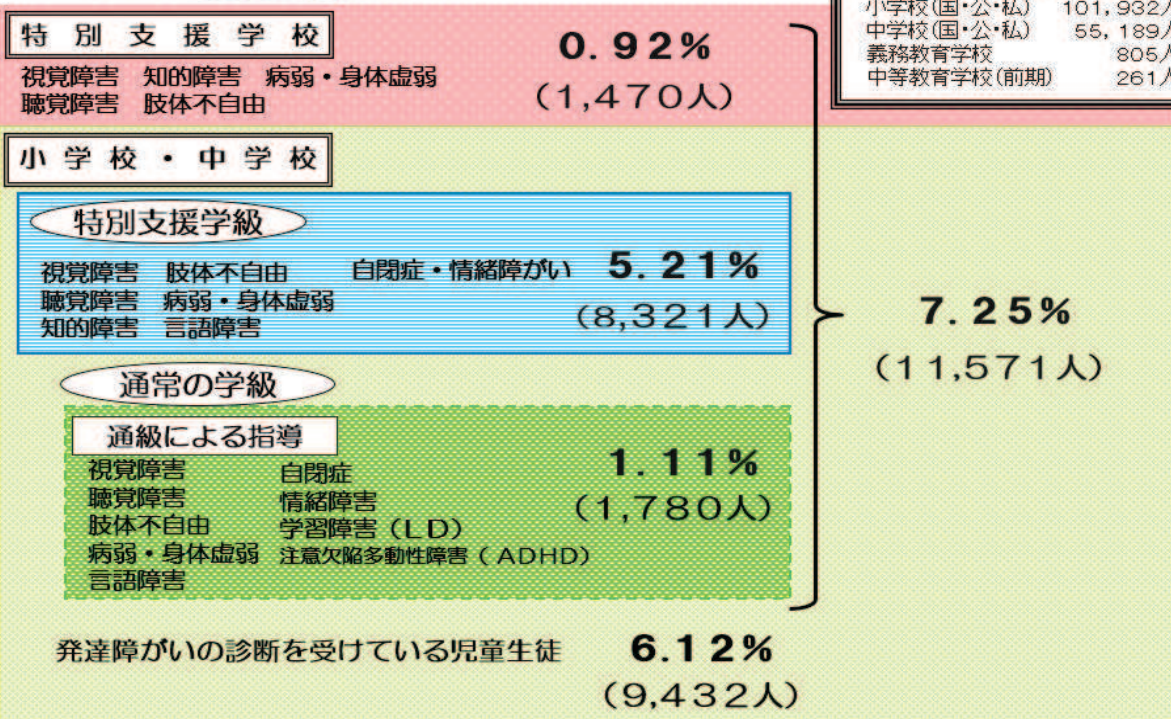
特別支援学校(国・公) 1,470人

小学校(国・公・私) 101,932人

中学校(国・公・私) 55,189人

義務教育学校 805人

中等教育学校(前期) 261人

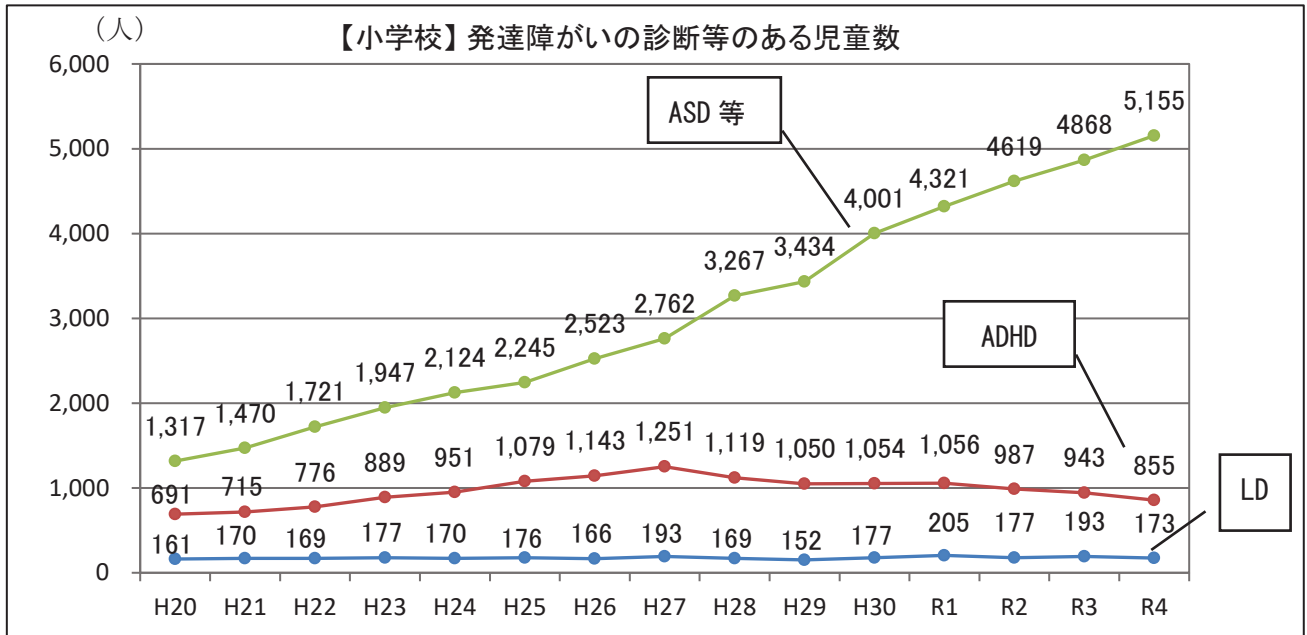


資料 I 小・中学校の状況

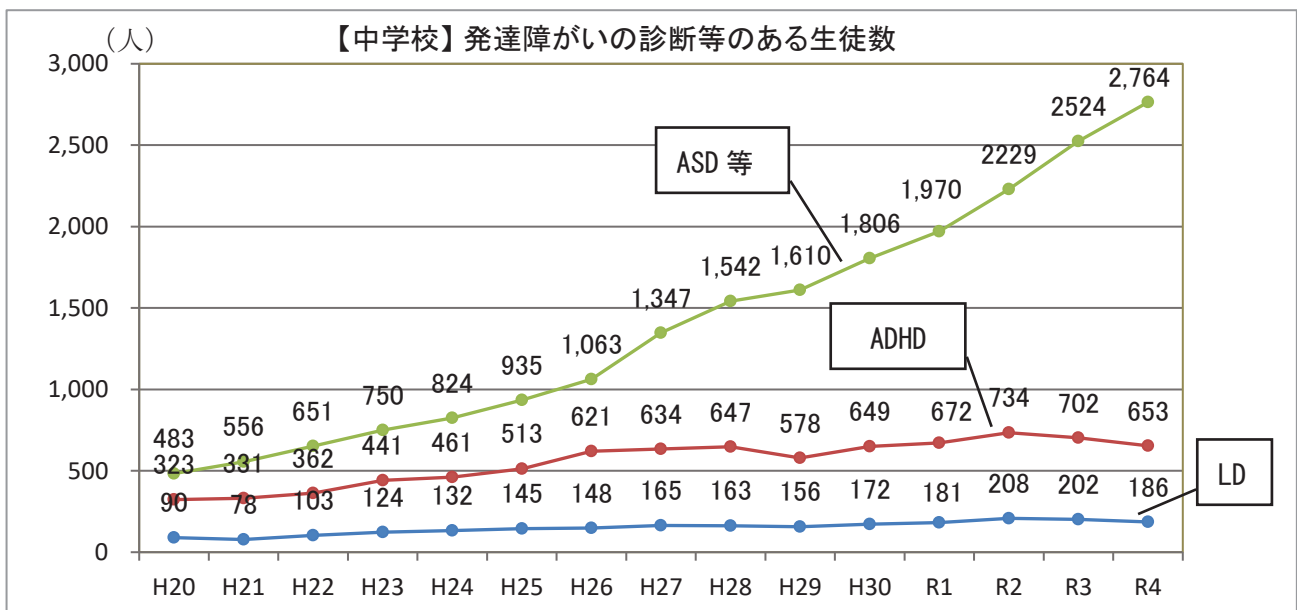
1 発達障がいのある児童生徒数

○発達障がいのある児童生徒の総数は、年々増え続けている。令和4年度の発達障がいのある児童生徒の割合は6.46%となっている。

小学校



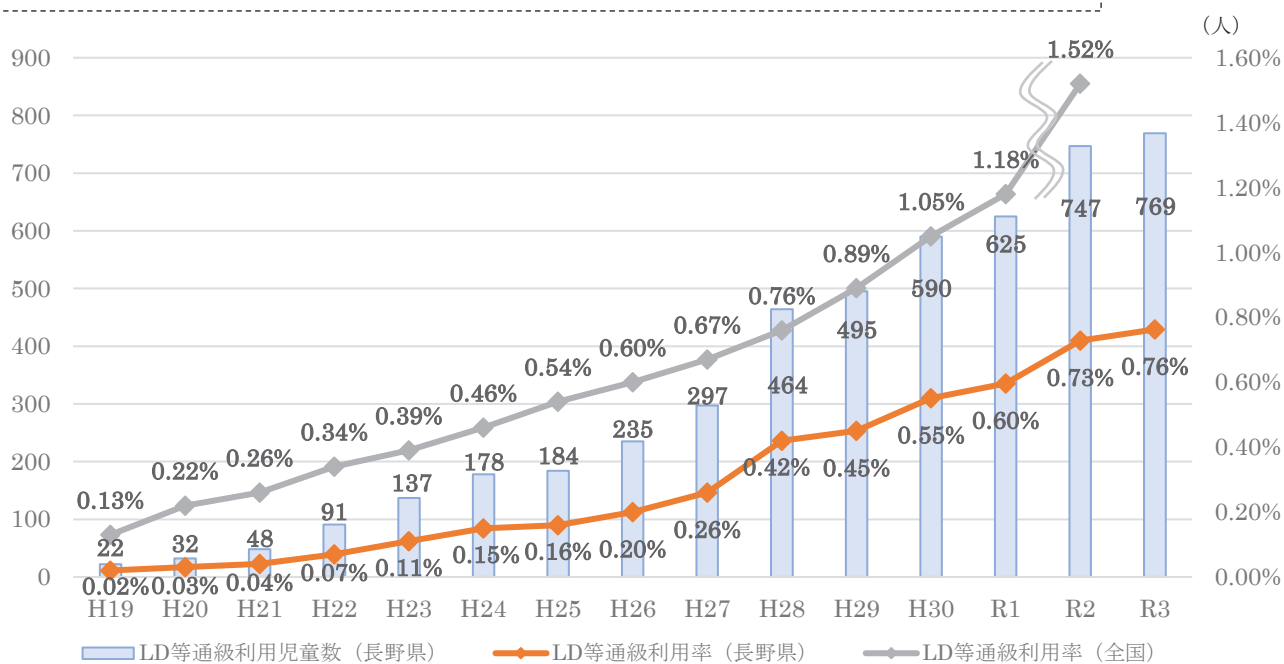
中学校



・学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症等（ASD等）の数値は、本県独自調査による。
 （ASD等には、広汎性発達障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群、反抗挑戦性障害、複数の診断等を含む。）

2 LD等通級指導教室の利用率

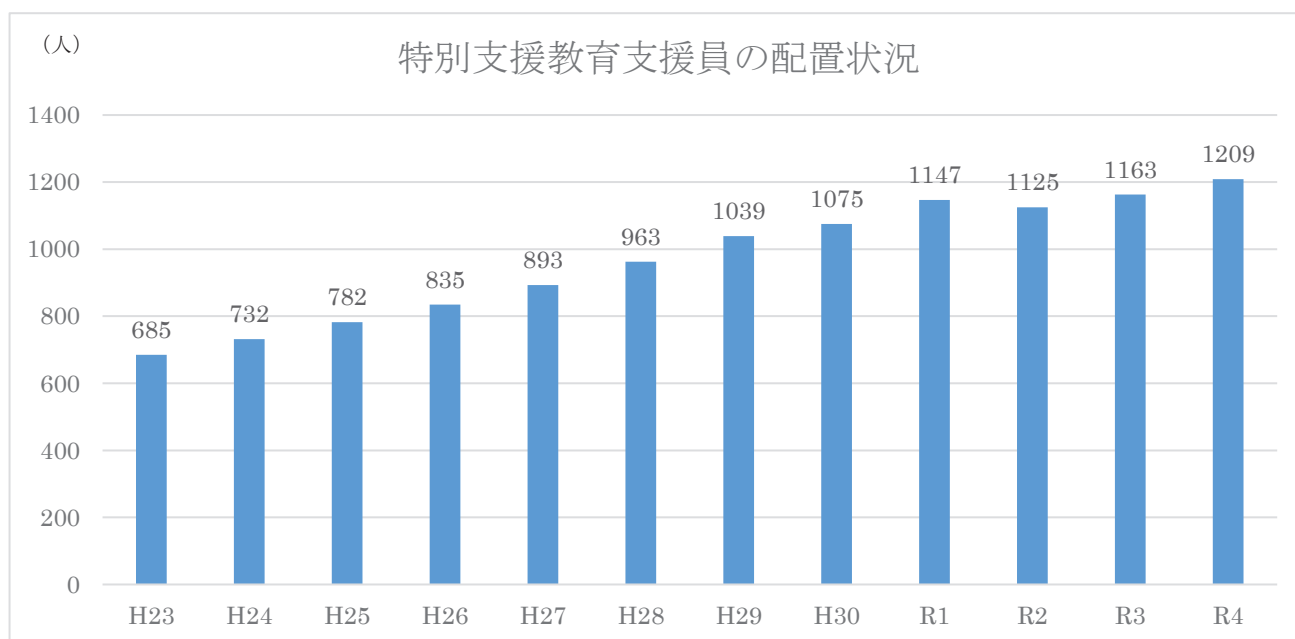
○年々、利用率が増加しているものの、全国に比して低い。



※毎年5/1現在の数値 (R2 全国調査のみ3/31現在)

3 特別支援教育支援員の配置人数

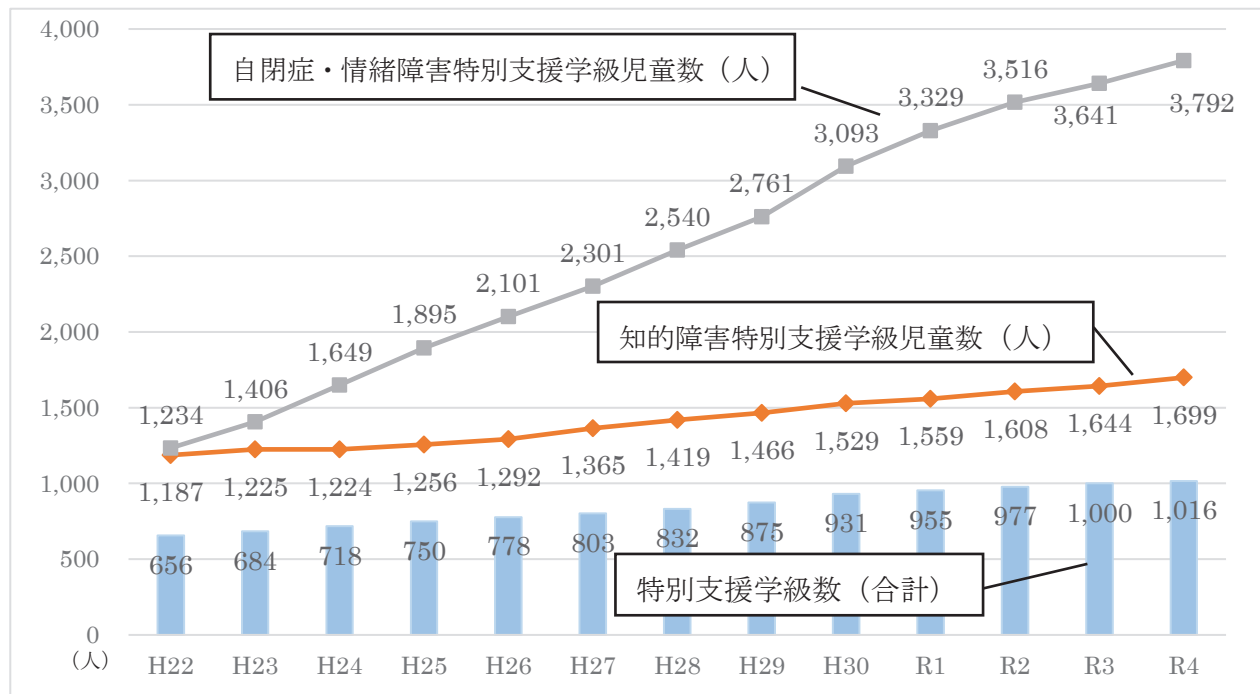
○市町村に配置されている特別支援教育支援員の数は増加傾向から横ばいになっている。



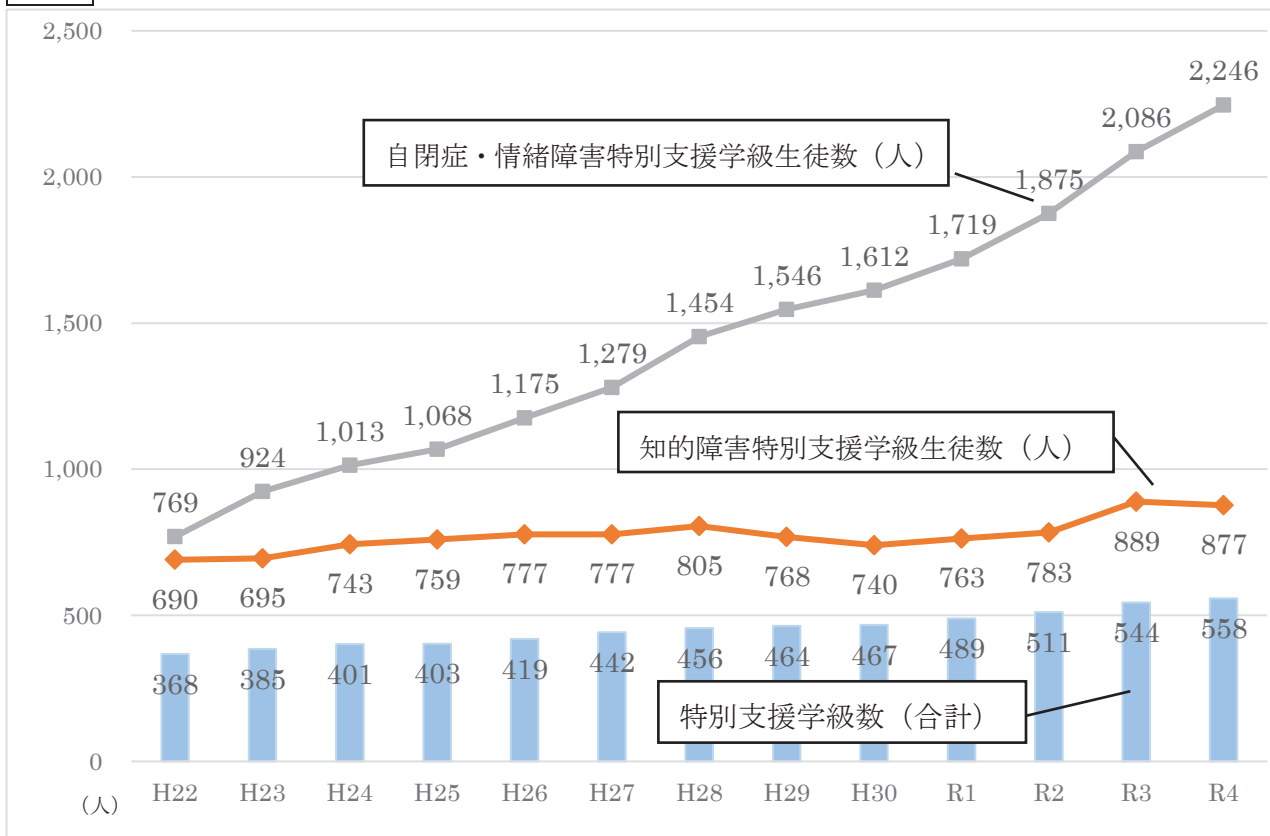
4 特別支援学級在籍児童生徒数の推移

○自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童生徒数は増え続けており、在籍率は小学校で全国5位、中学校で全国1位。(R3)

小学校



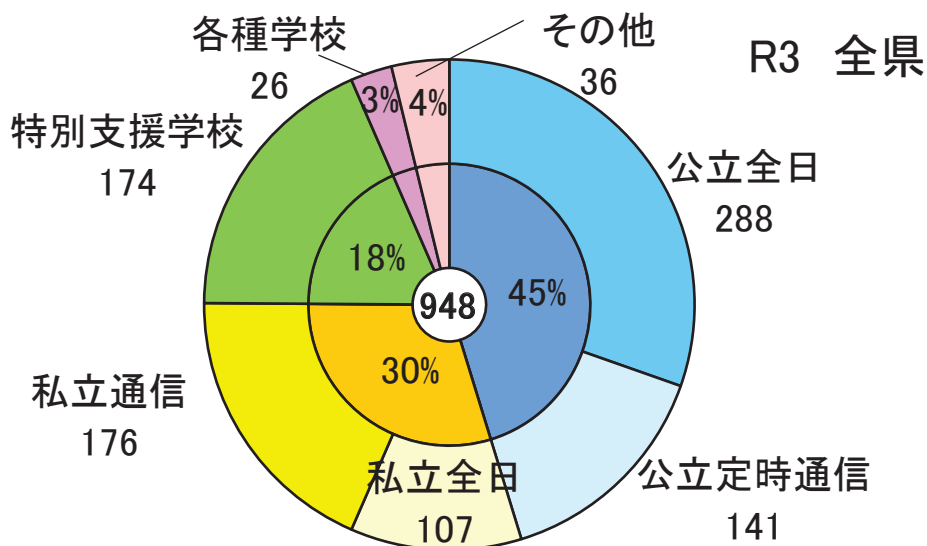
中学校



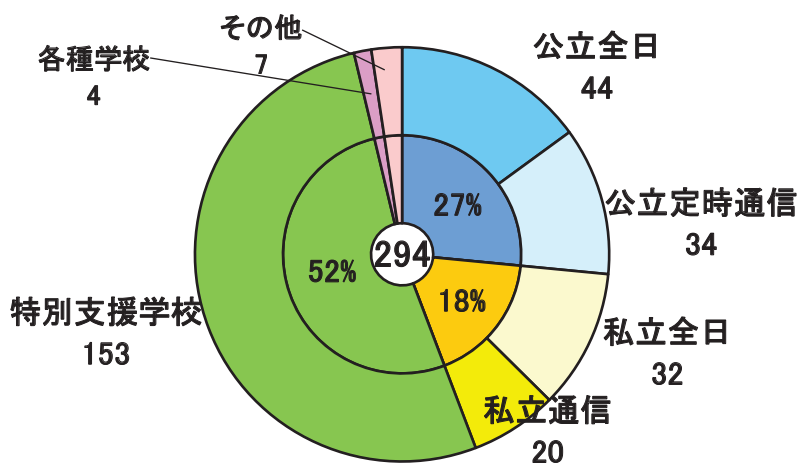
5 令和3年度 中学校特別支援学級卒業生の進路状況

○特別支援学級を卒業後、高等学校へ進学する生徒が多い。

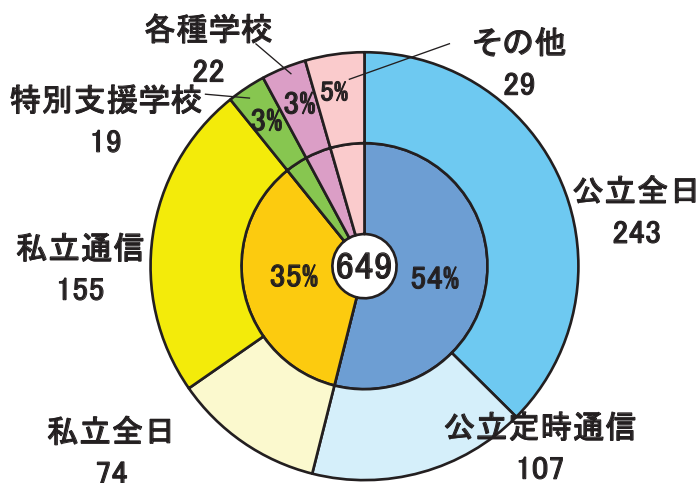
【特別支援
学級全体】



【知的障害特別支援学級】



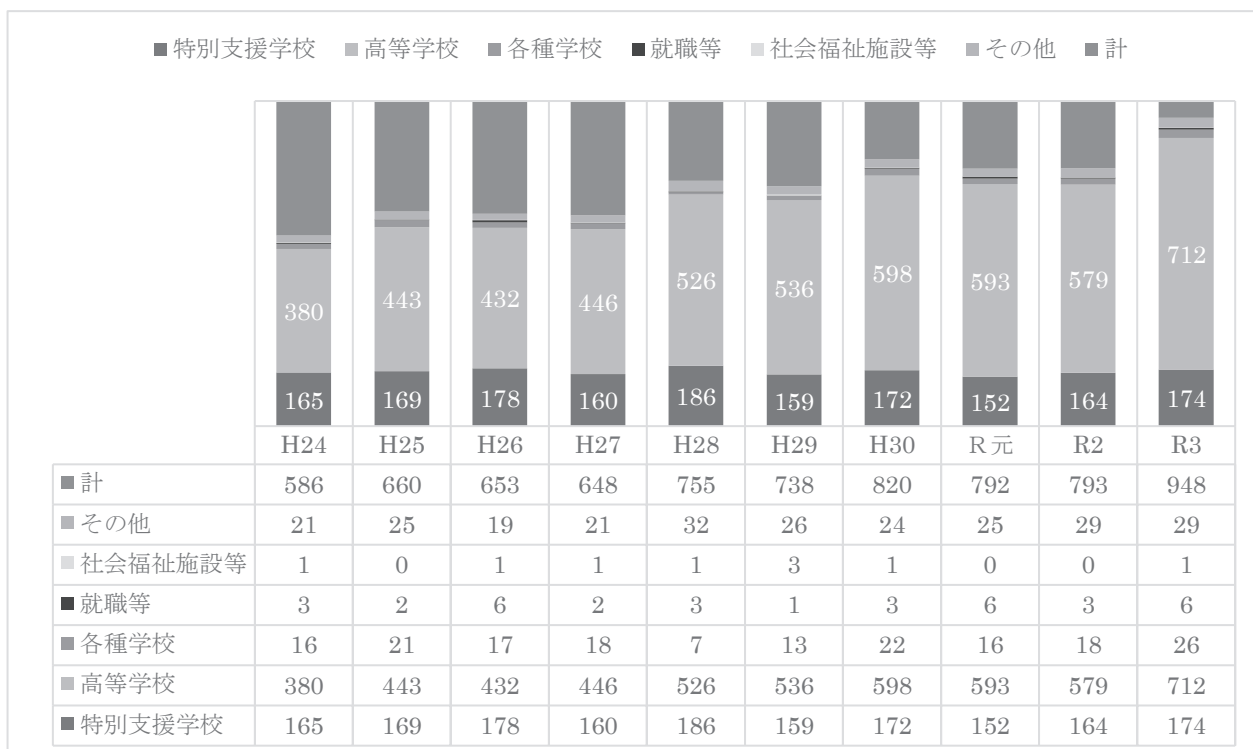
【自閉症・情緒障害
特別支援学級】



6 中学校特別支援学級卒業生の進路状況

○毎年、中学校特別支援学級卒業生の7割以上が高等学校に進学している。

(人)

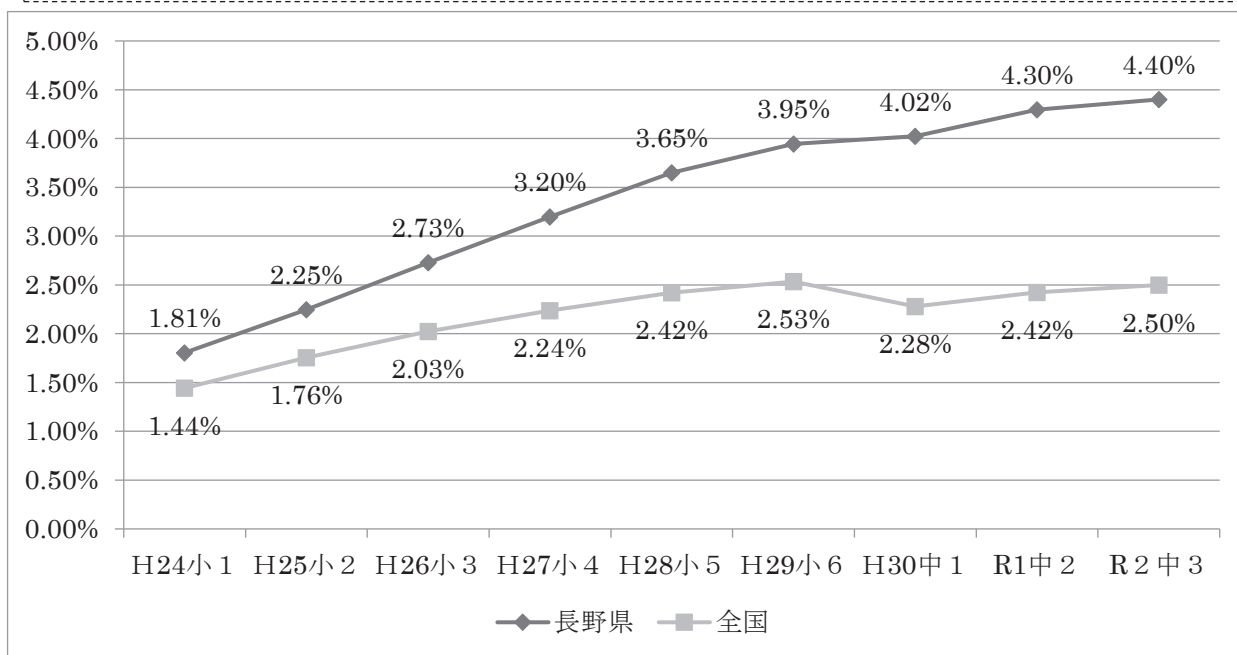


7 特別支援学級在籍率の学年進行による推移（全国比較）

(人)

[平成24年度に小学校に入学し、令和2年度に中学校を卒業した学年の年度ごとの在籍率の推移]

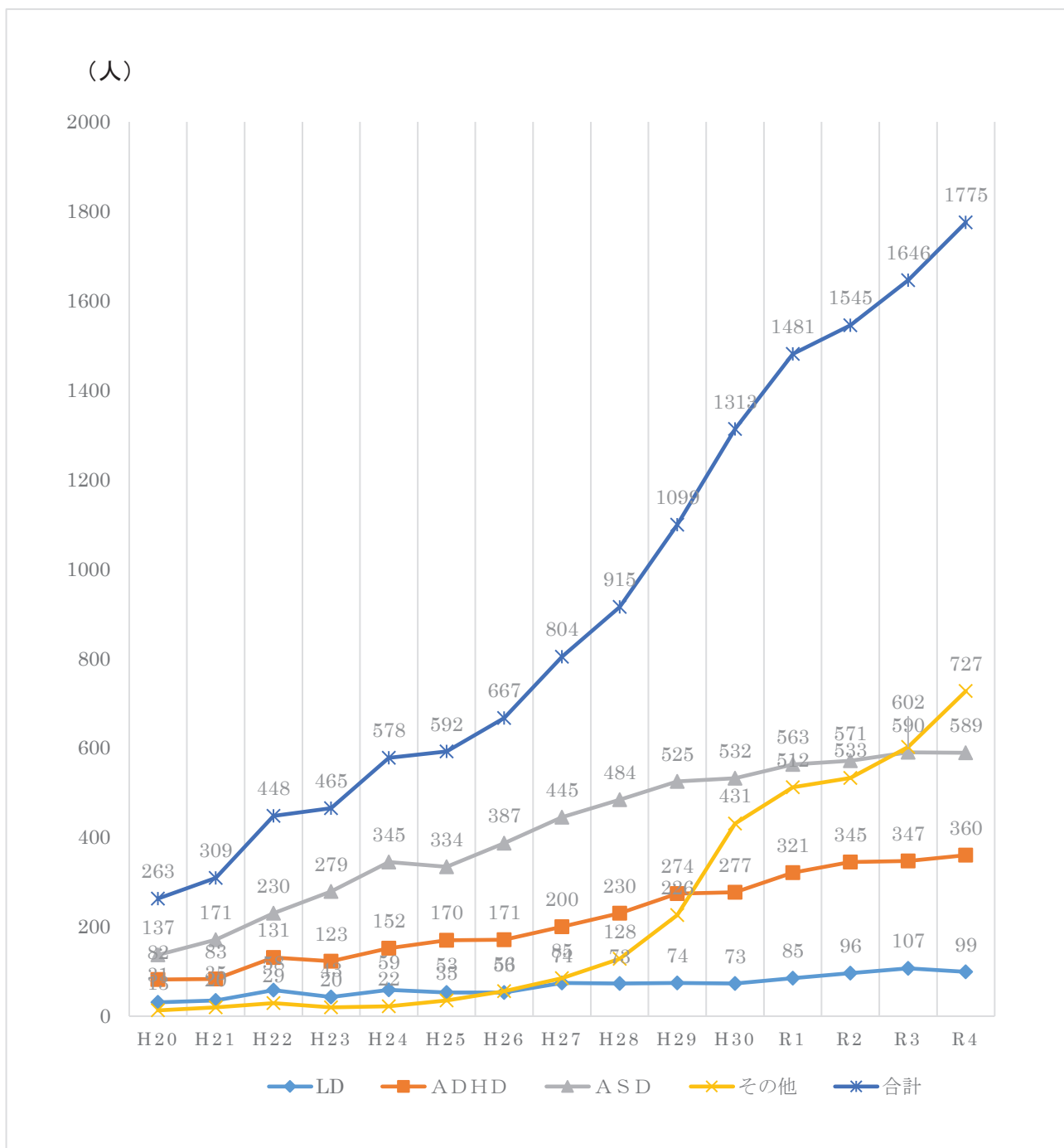
○H24年度の入学時は全国との差が小さいが、その後、通常の学級から特別支援学級に移る率が全国に比して高く、学年を追うごとに差が開いている。



資料Ⅱ 高等学校の状況

1 高等学校における発達障がいに関する実態調査の結果

○高等学校における発達障がいの診断等がある生徒数は増え続けており、医師による診断のある生徒は4.14%（R4）。すべての定時制、通信制高校に発達障がいの診断のある生徒が在籍している。

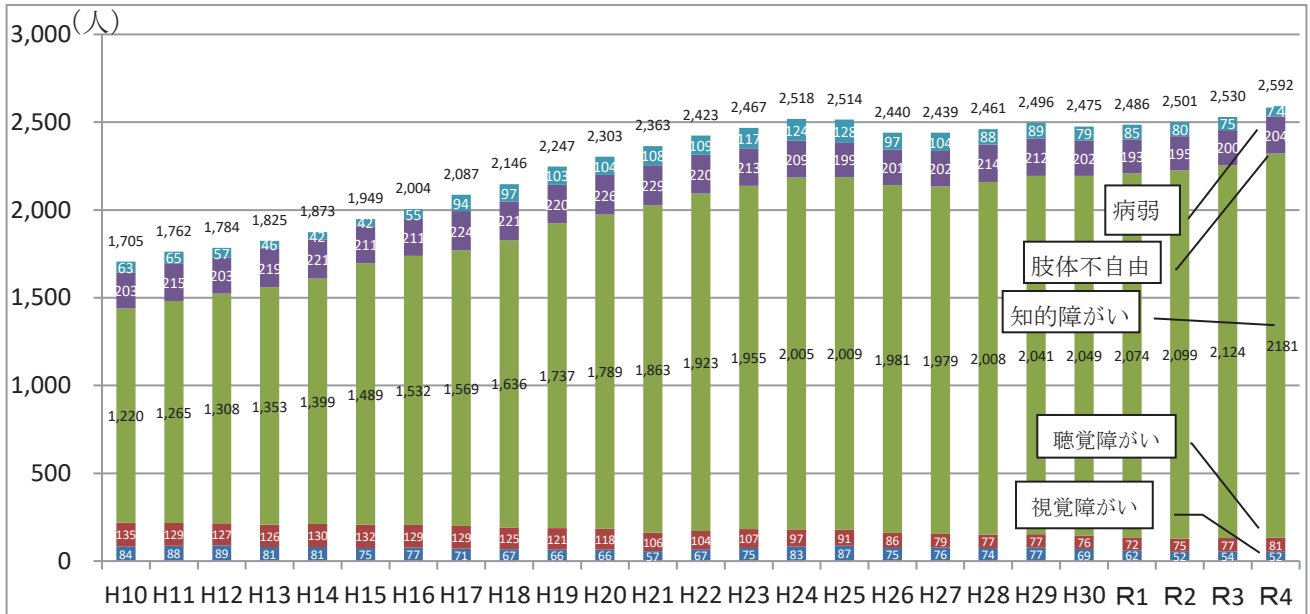


・ 学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症等（ASD等）の数値は、本県独自調査による。（ASD等には、広汎性発達障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群、反抗挑戦性障害、複数の診断等を含む。）

資料Ⅲ 特別支援学校の状況

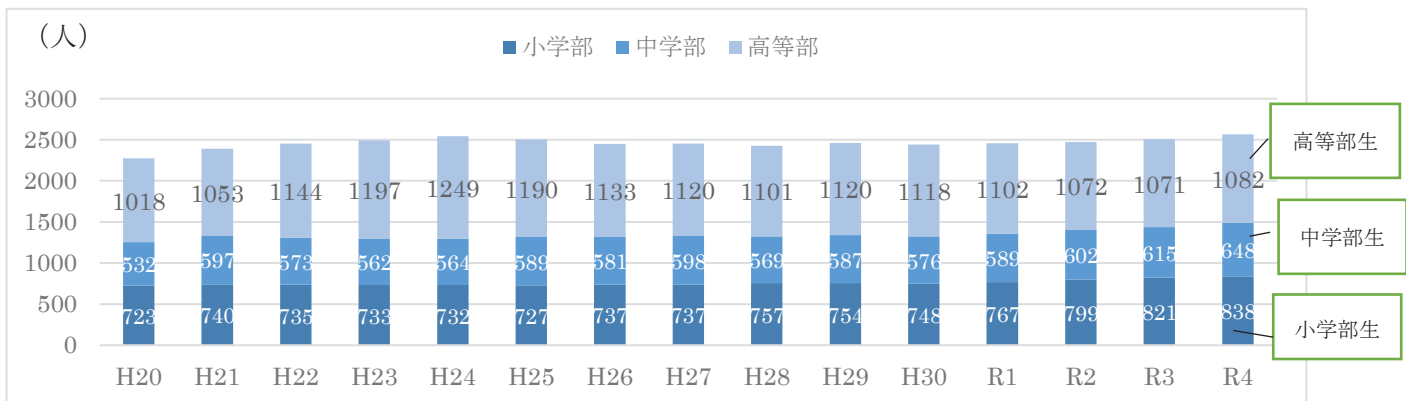
1 特別支援学校児童生徒数の推移

○H26以降、視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・病弱特別支援学校の児童生徒数は、ほぼ横ばい。知的障がい特別支援学校児童生徒数は微増傾向。



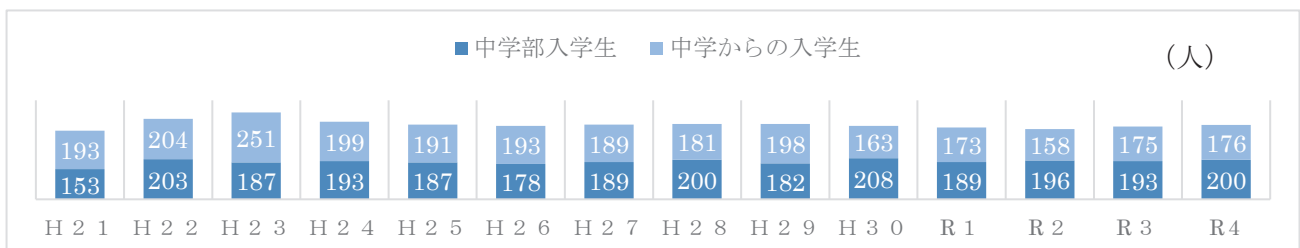
2 特別支援学校 各部の児童生徒数の推移

○高等部生が占める割合が高い。小学部生が増加傾向にある。



3 高等部1年生の出身校種別生徒数の推移

○高等部に入学する生徒の約半数が、中学校からの入学生である。

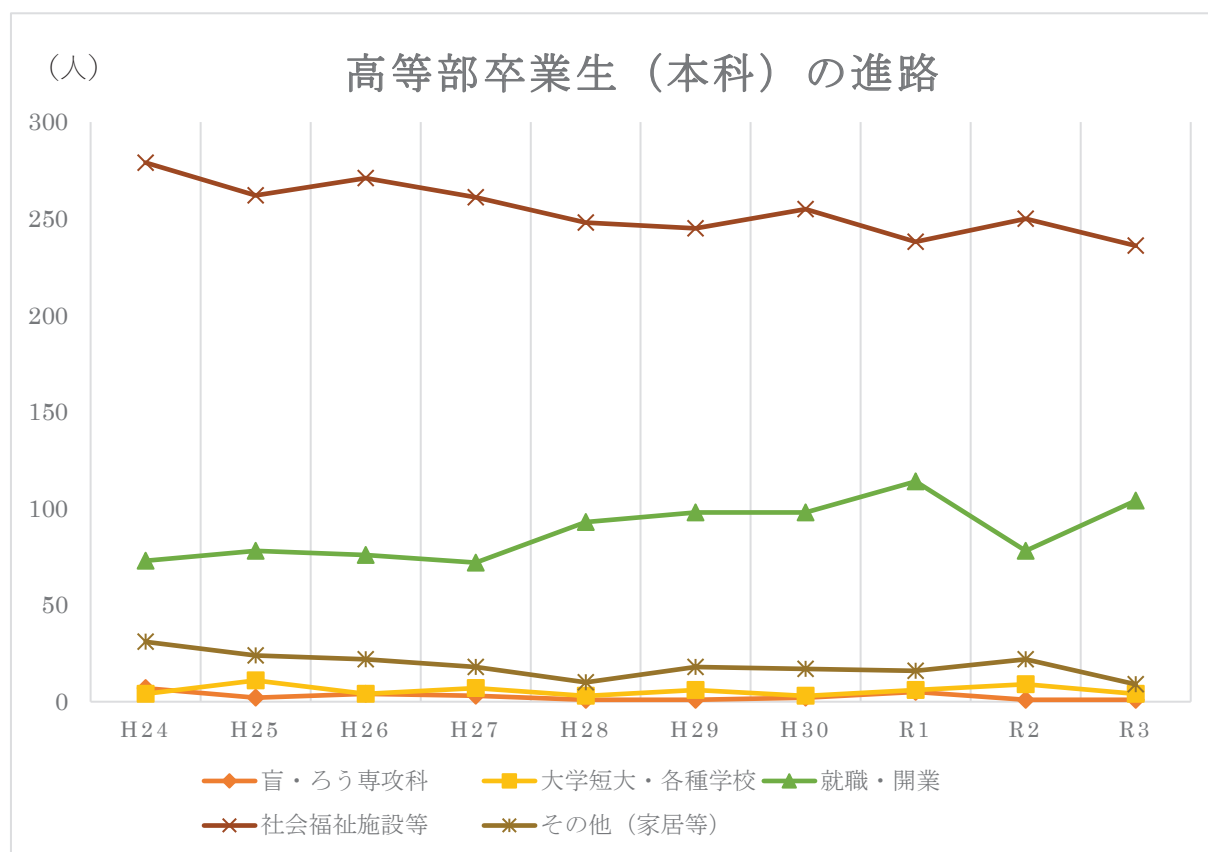


4 高等部卒業生（本科）の進路

○卒業生の約7割弱の進路先が社会福祉施設等である。一般就労（就職・開業）は約3割弱で推移。

(人)

進路	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
盲・ろう専攻科	7 (1.8%)	2 (0.5%)	4 (1.0%)	3 (0.8%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	2 (0.5%)	5 (1.3%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)
大学短大・各種学校	4 (1.0%)	11 (2.9%)	4 (1.0%)	9 (2.5%)	3 (0.8%)	6 (1.6%)	3 (0.8%)	6 (1.6%)	9 (2.5%)	4 (1.2%)
就職・開業	73 (18.5%)	78 (20.7%)	76 (20.2%)	72 (19.8%)	93 (26.2%)	98 (26.6%)	98 (26.1%)	114 (30.1%)	78 (21.7%)	104 (29.4%)
社会福祉施設等	279 (70.8%)	262 (69.5%)	271 (71.9%)	261 (71.9%)	248 (69.9%)	245 (66.6%)	255 (68.0%)	238 (62.8%)	250 (69.4%)	236 (66.7%)
その他 家居等	31 (7.9%)	24 (6.0%)	22 (5.9%)	18 (5.0%)	10 (2.8%)	18 (4.9%)	17 (4.6%)	16 (4.2%)	22 (6.1%)	9 (2.5%)
計	394	377	377	363	355	368	375	379	360	354



5 特別支援学校高等部卒業生の現場実習実施状況と就職率

○就職率は全国平均を上回っている。現場実習での実習者数、一般就労者数とも H28 以降ほぼ横ばいで推移。

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
長野県	卒業生数	394人	377人	377人	363人	355人	368人	375人	379人	360人	354人
	現場実習実施者数	128人	134人	126人	116人	120人	138人	128人	156人	102人	135人
	一般就労者数	73人	78人	76人	72人	93人	98人	98人	114人	78人	104人
	現場実習実施者の就職率	57.0%	58.2%	60.3%	62.0%	77.5%	71.0%	76.6%	73.1%	74.3%	77.0%
	就職率	18.5%	20.7%	20.2%	19.8%	26.2%	26.6%	26.1%	30.1%	21.7%	29.4%
全国	就職率	27.7%	28.4%	28.8%	29.4%	30.1%	31.2%	32.3%	23.4%	21.0%	R4.12 公表予定

6 特別支援学校高等部分教室卒業生の進路状況

○高等部分教室の一般就労率は高い。

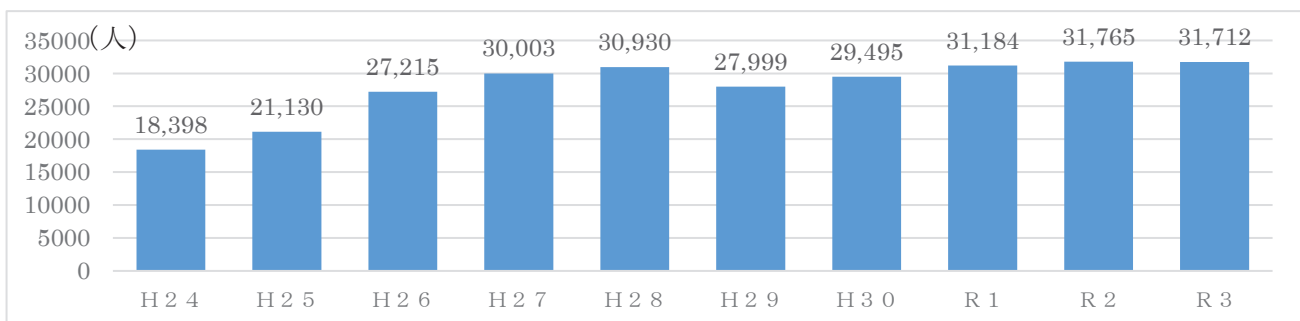
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
卒業生	20人	23人	28人	30人	31人	41人	53人	45人	56人
一般就労者数	14人	19人	21人	25人	25人	31人	40人	25人	39人
就職率	70%	82.6%	75%	83.3%	80.6%	75.6%	75.5%	55.6%	69.6%

※高等部分教室

学校名	分教室名	設置場所	設置
稲荷山養護学校	更級分教室	更級農業高等学校	H17
長野養護学校	朝陽教室	長野盲学校	H22
安曇養護学校	あづみ野分教室	南安曇農業高等学校	H22
伊那養護学校	中の原分教室	上伊那農業高等学校	H24
小諸養護学校	うすだ分教室	佐久平総合技術高等学校（臼田キャンパス）	H26
長野養護学校	すぞか分教室	須坂創成高等学校（前須商キャンパス）	H28
松本養護学校	しなの木教室	松本盲学校	H28
諏訪養護学校	ふじみの森分教室	富士見高等学校	H30

7 特別支援学校への延べ相談件数

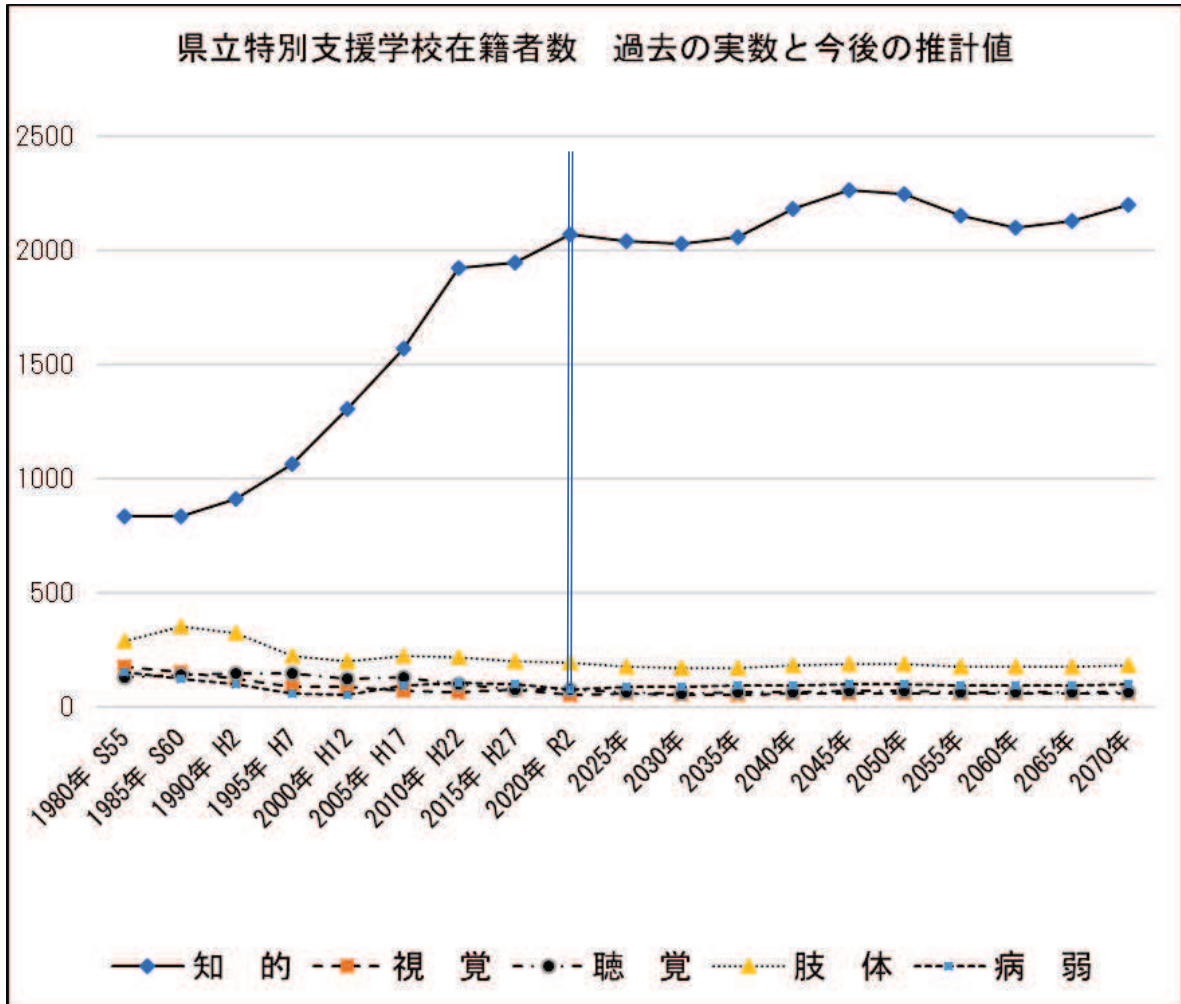
○就学相談（判断）件数はH27以降、ほぼ横ばいで推移。



8 特別支援学校 児童生徒数の推移と今後の見込み

- 視覚障がい、肢体不自由、病弱特別支援学校は今後横ばいで推移の見込み。
- 知的障がいは微増、聴覚障がいは減少で推移の見込み。

(人)

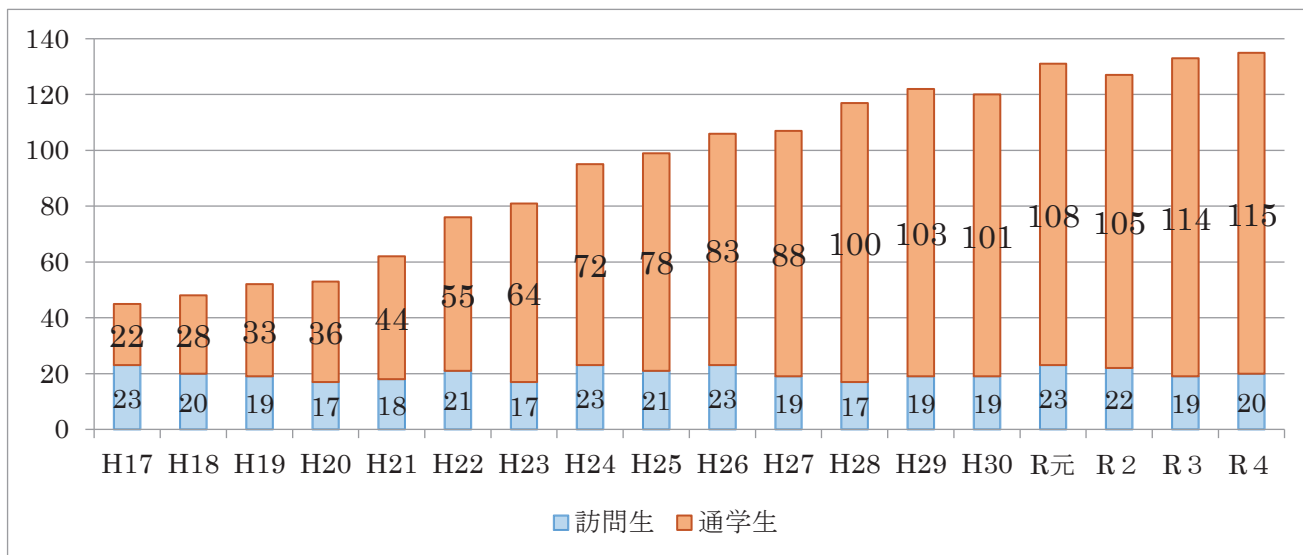


出典：長野県特別支援学校整備基本方針（令和3年3月）

9 特別支援学校において学校看護師による医療的ケアを受けている児童生徒数の推移

○特別支援学校において学校看護師による医療的ケアを受けている児童生徒は年々増加しており、特に通学生が増加している。(R4：17校に在籍)

(人)

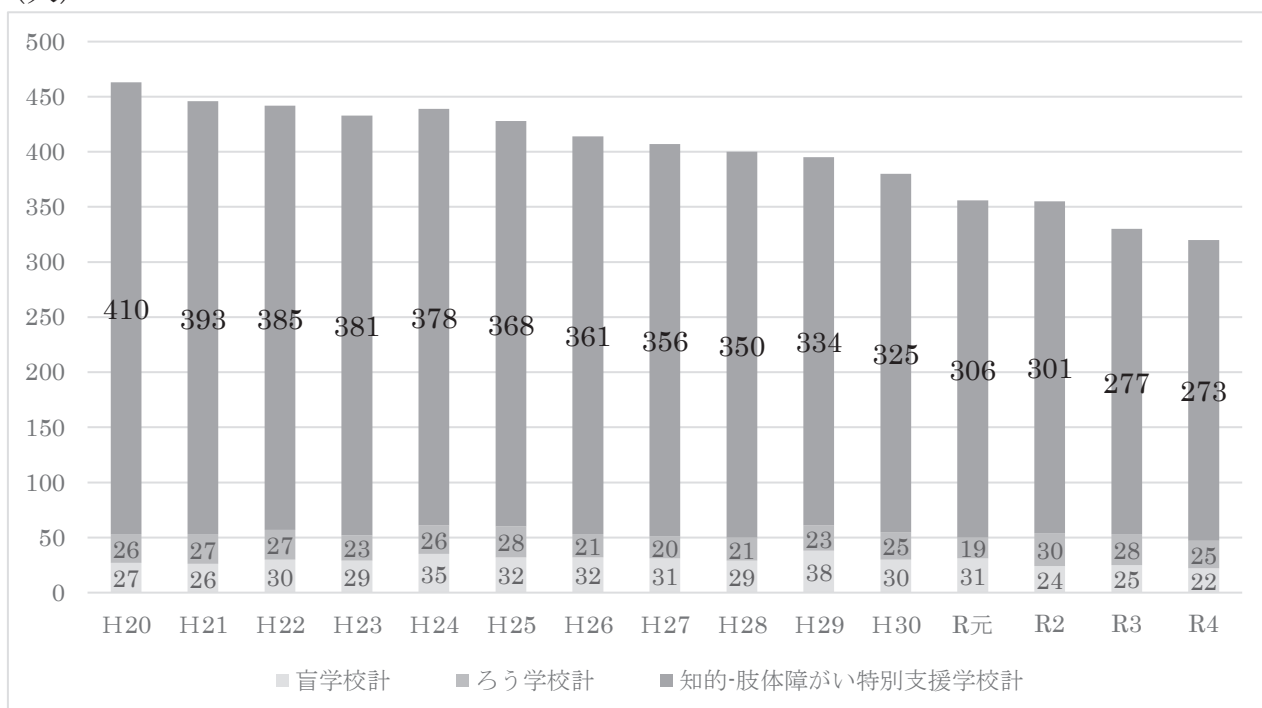


10 特別支援学校における寄宿舎を利用している児童生徒数の推移

○特別支援学校の寄宿舎は15校に設置されており、利用者は全体としては年々減少している。

(R元年から、中信地区特別支援再編計画を受けて、松本ろう学校の寄宿舎を寿台養護学校の知的障がいのある生徒が共同で利用している。)

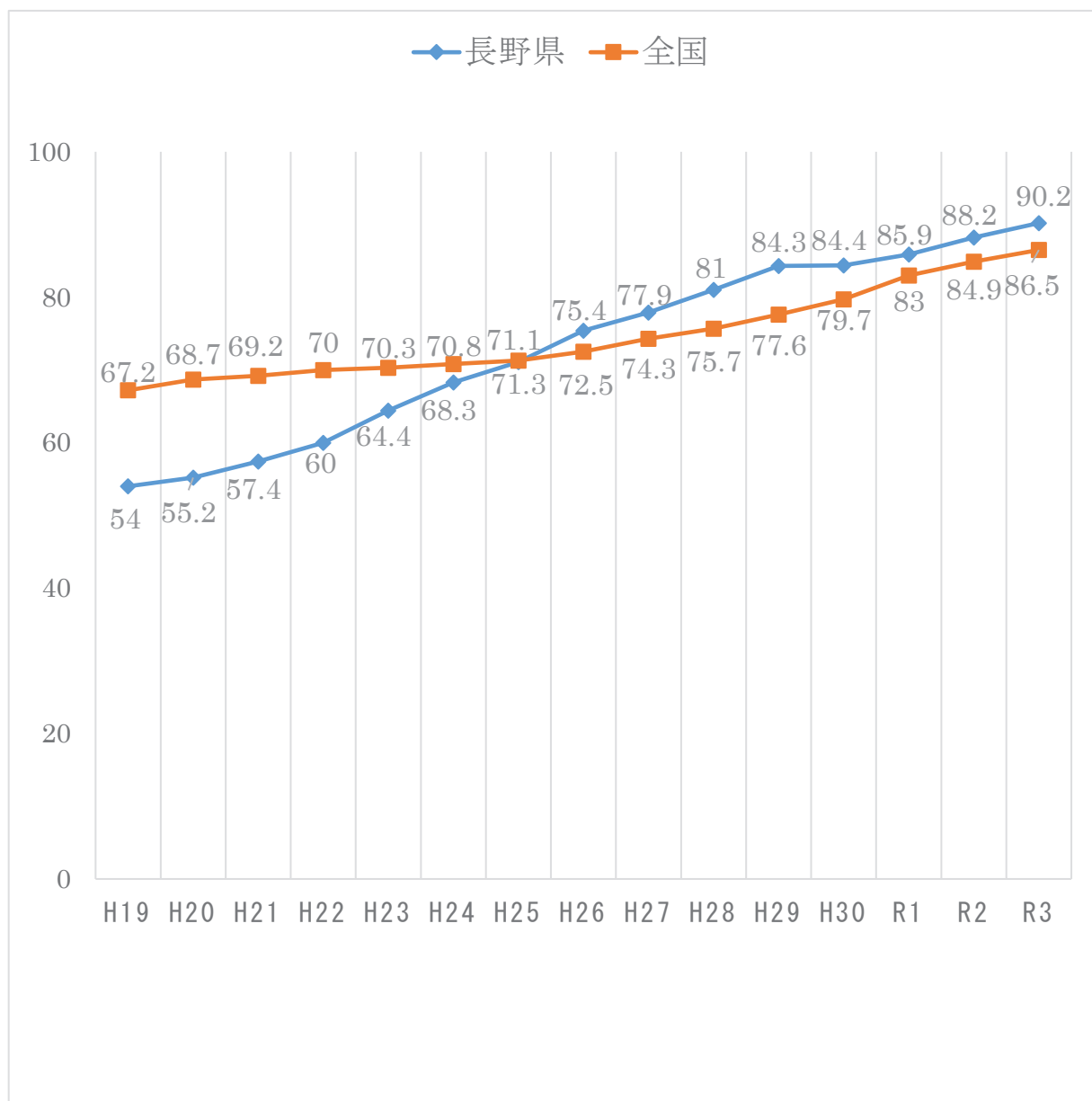
(人)



11 特別支援学校における免許保有率

○特別支援学校における特別支援学校教諭免許保有率は、年々増加している。

(%)

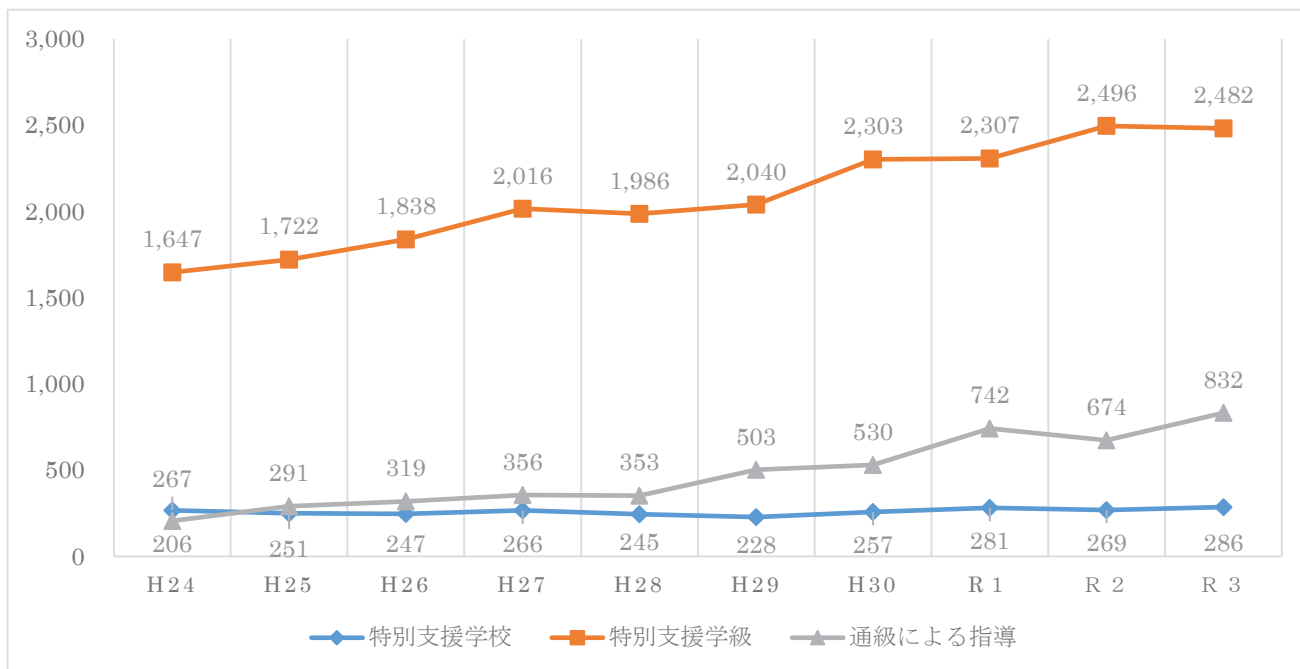


資料Ⅳ 地域連携・就学相談の状況

1 市町村教育支援委員会の判断件数の推移

- 就学相談（判断）件数は増加傾向。
- 特別支援学級、通級による指導の判断件数が増加傾向。

(件)

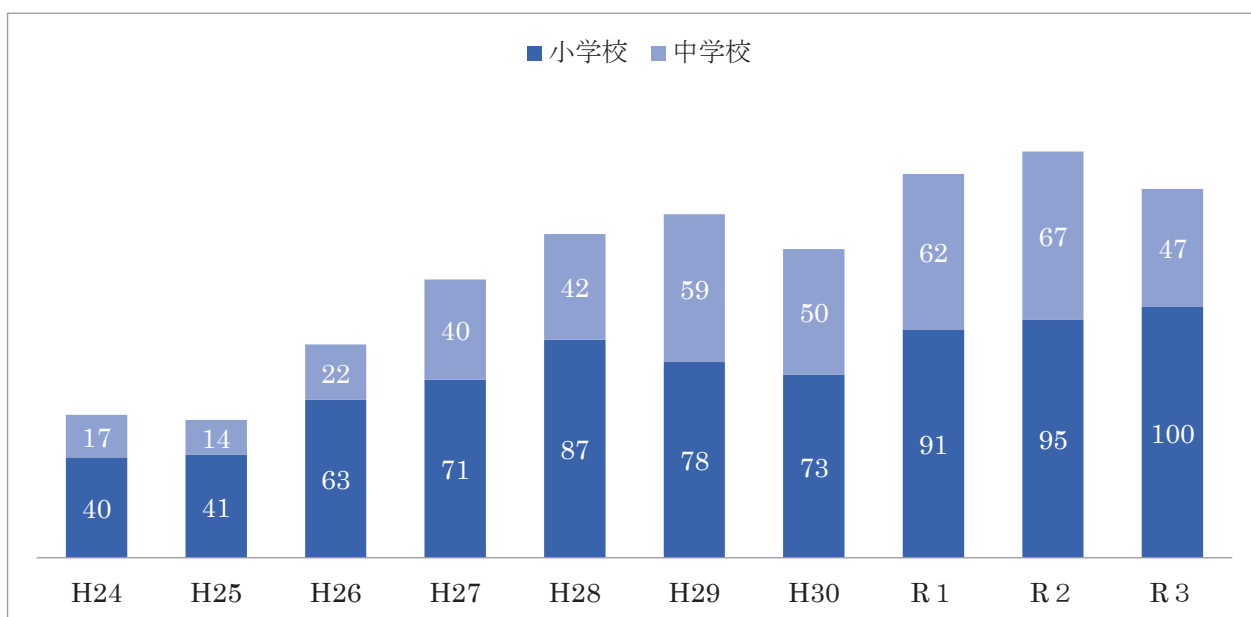


2 学びの場の見直し実施状況

(自閉症・情緒障害特別支援学級から通常学級へ学びの場を変更した児童生徒数)

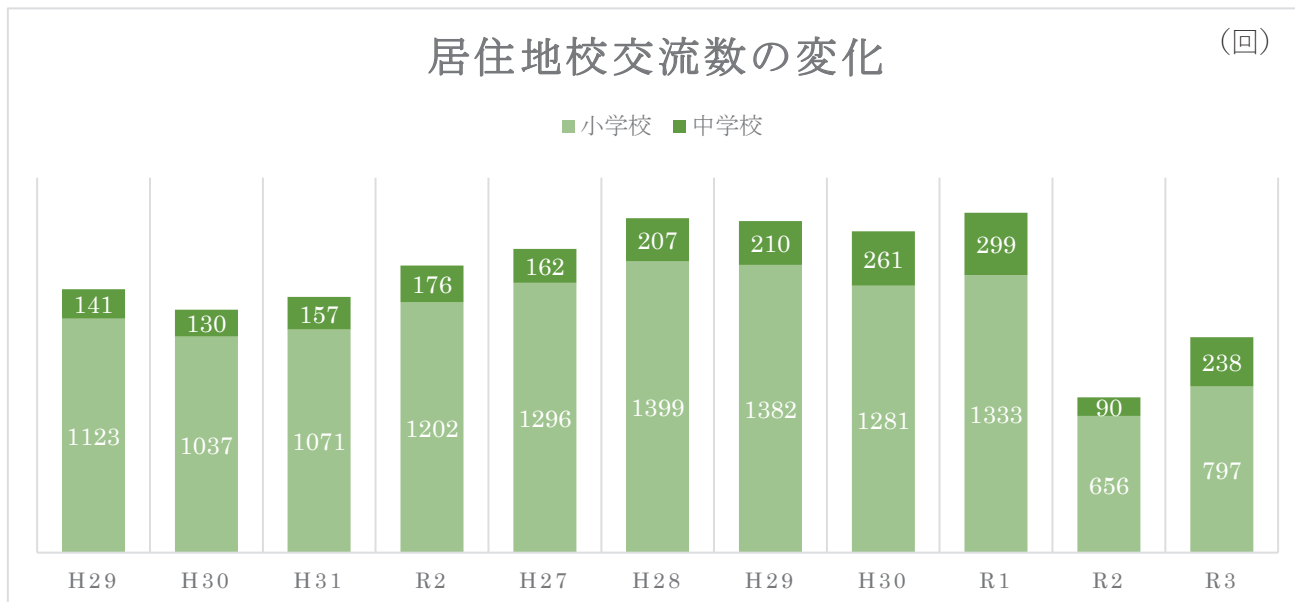
- 学びの場の見直しが進んでいる。

(人)



3 特別支援学校児童生徒の居住地校交流の実施状況

○特別支援学校の児童生徒で、居住地校との交流及び共同学習を実施する児童生徒が増えている。
(R2以降はコロナ禍のため減少)



4 副次的な学籍（副学籍）を実施している市町村

○副次的な学籍に取り組む市町村が、年々増えている。

